

名護市斎場 基本構想

令和4（2022）年3月
名護市

目次

はじめに	1
策定の目的	1
第1章 本市における火葬行政の現況.....	2
(1) 斎場を取り巻く動向	2
(2) 既存斎場の現況把握	3
(3) 沖縄県内の類似施設の現況把握	20
第2章 必要火葬炉数の推計	31
(1) 前提条件の整理	33
(2) 必要火葬炉数の推計	37
第3章 設置場所の要件整理	42
(1) 土地利用等の法的規制	42
(2) 敷地に具備すべき条件	44
第4章 課題の整理	45
(1) 本市における火葬行政の現況に関する課題	45
(2) 必要火葬炉数に関する課題	46
(3) 設置場所の要件に関する課題	46
第5章 基本構想	47
(1) 基本的な考え方	47
(2) 施設の必要機能・規模の検討	48
(3) 火葬炉設備性能の検討	48
(4) 整備・運営手法の検討	58
(5) 事業費の概算	61

はじめに

策定の目的

斎場（火葬場）は地域社会における必要不可欠な都市施設であるが、一方で迷惑施設としてとらえられ、施設の設置については周辺住民の理解を得ることが困難な施設のひとつである。また、高齢化する日本において、斎場（火葬場）は今後も利用が増えることが想定されるため、誰にとっても利便性の高い施設であることが期待される。

老朽化が進む名護市斎場（以下「既存斎場」）においても、将来的な火葬需要に対応可能な施設整備、かつ、名護市における火葬行政サービスの向上を図ることを目指し、長期的及び総合的な観点から課題や施設整備の方向性を整理し、名護市斎場基本構想（以下「基本構想」）を策定することを目的とする。

第1章 本市における火葬行政の現況

(1) 斎場を取り巻く動向

① 葬儀形式の多様化

斎場を取り巻く動向として、高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化及び葬儀に対する意識の変化等を背景に、葬儀の簡素化や低費用化、また、新型コロナウイルス感染症流行による会葬者の少人数化といった傾向がみられる。

既存斎場においても親族及び地域住民の参列者の少人数化、待機時間の過ごし方の変化、家族葬等の小規模葬儀の増加等、葬儀形式の多様化が進んでいる。

【葬儀形式の分類】

一般葬	(本州の場合) 通夜・告別式等を行い、参列者で故人を見送る葬儀
	(沖縄県の場合) 家族及び近親者のみで火葬を行い、参列者で告別式を行い、故人を見送る葬儀
家族葬	家族及び近親者のみで通夜・告別式を行い、故人を見送る葬儀
直葬	通夜・告別式を行わず、火葬のみを行い、故人を見送る葬儀
一日葬	通夜を行わず、火葬当日に告別式を行い、故人を見送る葬儀

② バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮

高齢化に伴い、斎場利用者における高齢者や車椅子利用者等の割合の増加や、こども連れの親子等の多様な斎場利用者を見据え、施設内外における段差の解消によるバリアフリーへの配慮や、誰が見ても分かり易いサイン計画が導入されたユニバーサルデザインへの配慮が重要視されている。

③ 公共施設整備における民間活用

斎場をはじめとする公共施設整備において、PFI等の手法による民間活力導入によるサービス向上や地域経済への貢献、コスト縮減等の実現に向け、幅広い市民の利用ニーズに対して効率的かつ合理的な施設整備及び管理運営が求められている。

(2) 既存斎場の現況把握

① 上位関連計画及び関連法令に基づく斎場の位置づけ

ア) 本市の上位関連計画

○第5次名護市総合計画（2020-2029）〔令和2年3月〕

政策5 暮らしやすいまちづくり

施策5 環境にやさしい循環型社会の構築

斎場については、修繕等を施し市民の利用ニーズに応えられるよう維持管理に努めるとともに、新たな斎場の整備に向けて取り組みます。

【主な取り組み】5 斎場の維持管理と整備

○名護市公共施設等総合管理計画〔平成29年3月（令和4年3月改訂）〕

第五章 施設類型ごとの基本方針

14 その他

(1) 施設一覧

No.	中分類	施設名	地区	建物数	総延床面積	建築年
10	斎場	名護市斎場	名護地区	1	451.69 m ²	昭和55 (1980)年

(2) 施設の現状と課題

名護市斎場は、旧耐震基準（1981年（昭和56年）以前）により建設された施設であり、コンクリートの剥離等建物の老朽化が見られます。また、バリアフリー化がなされていません。

(3) 方針

名護市斎場は、旧耐震基準による建物であることから、今後の更新について検討します。

○名護市公共施設等総合管理個別計画 [令和3年3月]

第6章 建物ごとの個別施設計画								
12 その他								
施設名称	名護市斎場						現状	昭和55(1980)年7月竣工。火葬場及び斎場として、市民が使用している。
建物名称	斎場							
建築年月	昭和55年7月(築40年)							
延床面積	451.69㎡						課題	建物や機械設備が全体的に老朽化している。機械設備や耐火材等、継続的な修繕・補修が必要である。また、建替えについて市民からの要望もある。
所管課	環境対策課							
対応方針	建替え							
劣化状況調査結果	屋根	外壁	内部	電気	機械	健全	対応予定年度と対策内容	R6～7年 建替え
	C	C	C	C	C	40		
目視による評価(屋根・屋上、外壁)								
	評価	基準						
	A	概ね良好						
	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)						
	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)						
	D	早急に対応する必要がある(安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に資料を与えている)等						
経過年数による評価(内部仕上げ、電気設備、機械設備)								
	評価	基準						
	A	20年未満						
	B	20～40年						
	C	40年以上						
	D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合						

【参考】 沖縄県福祉のまちづくり条例 [平成 24 年 8 月]

第 3 章 生活関連施設の整備

第 1 節 生活関連施設の整備基準への適合等

(整備基準への適合)

第 15 条 生活関連施設^{※1}を新築、新設、増築、改築、移転、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕若しくは同条第 15 号に規定する大規模の様式替え又は用途の変更（施設の用途を変更して生活関連施設とするものに限る。）（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該生活関連施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

※ 1 **生活関連施設**…社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他の多数の者の利用に供する施設で規則^{※2}で定めるものをいう。

※ 2 **規則で定められる建築物**…社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、集会所等、公益事業の店舗、銀行等の店舗、物販店、飲食店、サービス業の店舗、公共交通機関の施設、自動車車庫、ホテル等、スポーツ施設、劇場等、展示場、公衆浴場、公衆便所、前述施設の複合建築物、共同住宅等、事務所、工場

イ) 関係法令

○墓地、埋葬等に関する法律

「墓地、納骨堂及び火葬場」の経営、新設、変更又は廃止については、都道府県知事の許可を得る必要がある。

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十条

墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第十一条

都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法 59 条の許可又は承認をもって、前条の許可があったものとみなす。

○都市計画法

「火葬場」は都市施設として定義され、都市計画区域内に設置の場合は、都市計画決定を行う必要がある。

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容

(都市施設)

第 11 条第 1 項第 7 号

市場、と畜場又は火葬場

○建築基準法

「火葬場」は特殊建築物として定義されており、火葬場、ごみ処理施設等においては設置場所の位置等を規制している。

第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第三節 建築物の用途

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

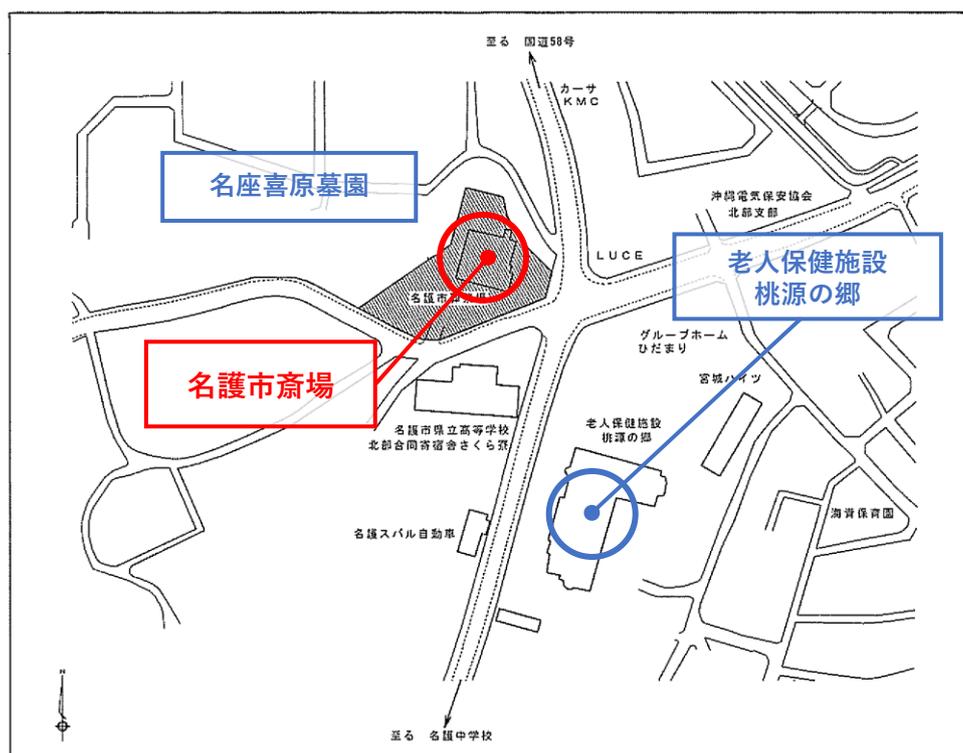
②既存斎場の施設概要

ア) 施設概要

既存斎場は竣工後 41 年が経過し、名護市公共施設等総合管理個別計画における劣化状況は広範囲が老朽化した、健全ではない状況である。立地としては、既存斎場は市役所から約 1.5 km の距離にあり、周辺には名座喜原墓園や老人保健施設桃源の郷等の福祉施設があり、道路を挟んで名護市県立高等学校北部合同寄宿舍に面している。

図表 1-1 主要諸元及び既存施設周辺図

所在地	名護市大西 4 丁目 20-16
竣工年月日	昭和 55 (1980) 年 7 月 19 日
敷地面積	2,103.00 m ²
延床面積	451.69 m ²
構造	鉄筋コンクリート造



既存斎場の主な諸室は以下に示すとおりで、多目的トイレ部分は増築されている。

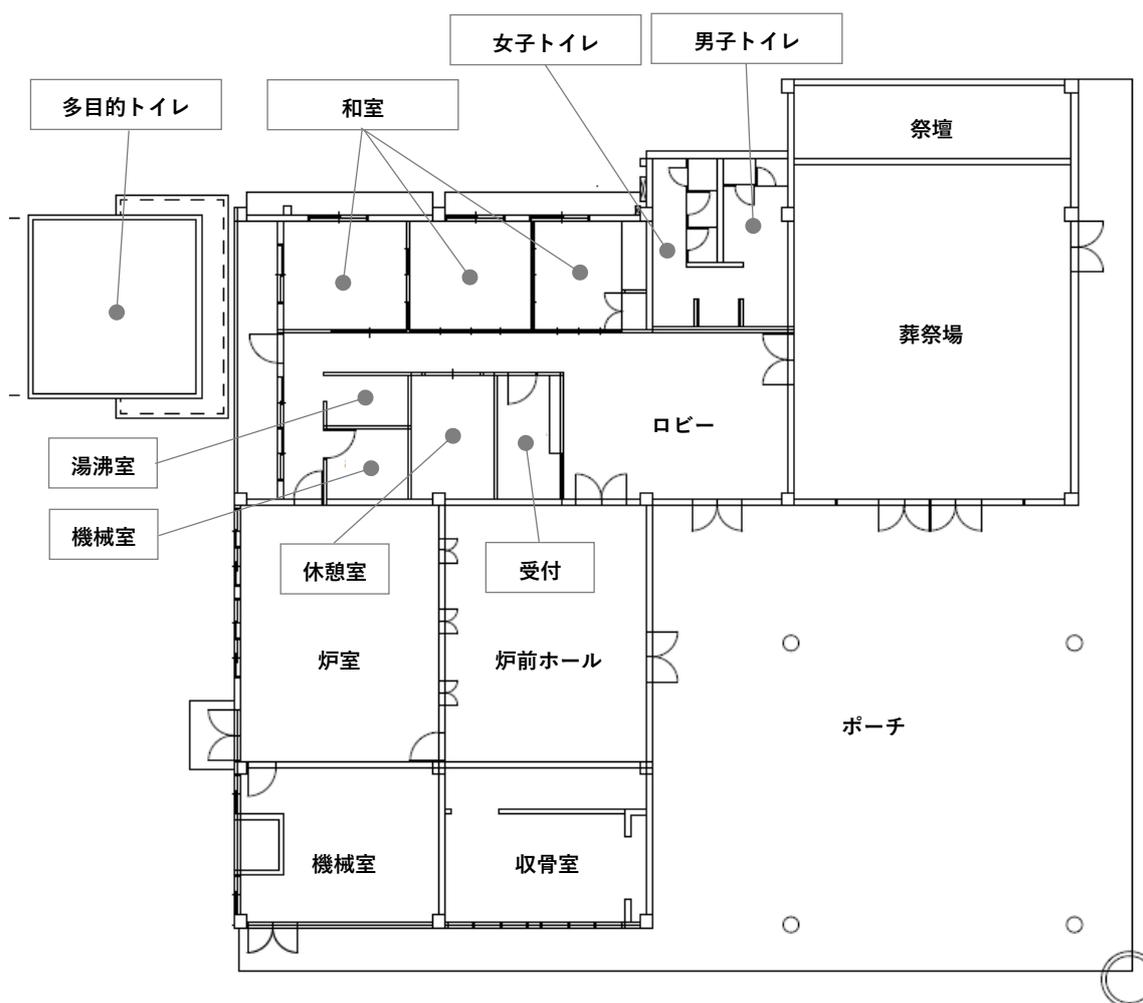
図表 1-2 既存斎場の諸室面積

諸室名	面積	諸室名	面積
葬祭場	約 120 m ²	ロビー、受付、 休憩室、湯沸室、 機械室 (小)	約 89 m ²
待合室 (和室 3 室)	約 42 m ²	トイレ (男女)	約 24 m ²
炉前ホール	約 66 m ²	機械室 (大)	約 33 m ²
炉室 (3 基)	約 55 m ²	収骨室	約 23 m ²
		合計	約 452 m²

【参考】

諸室名	面積
多目的トイレ (施設外)	約 30 m ²

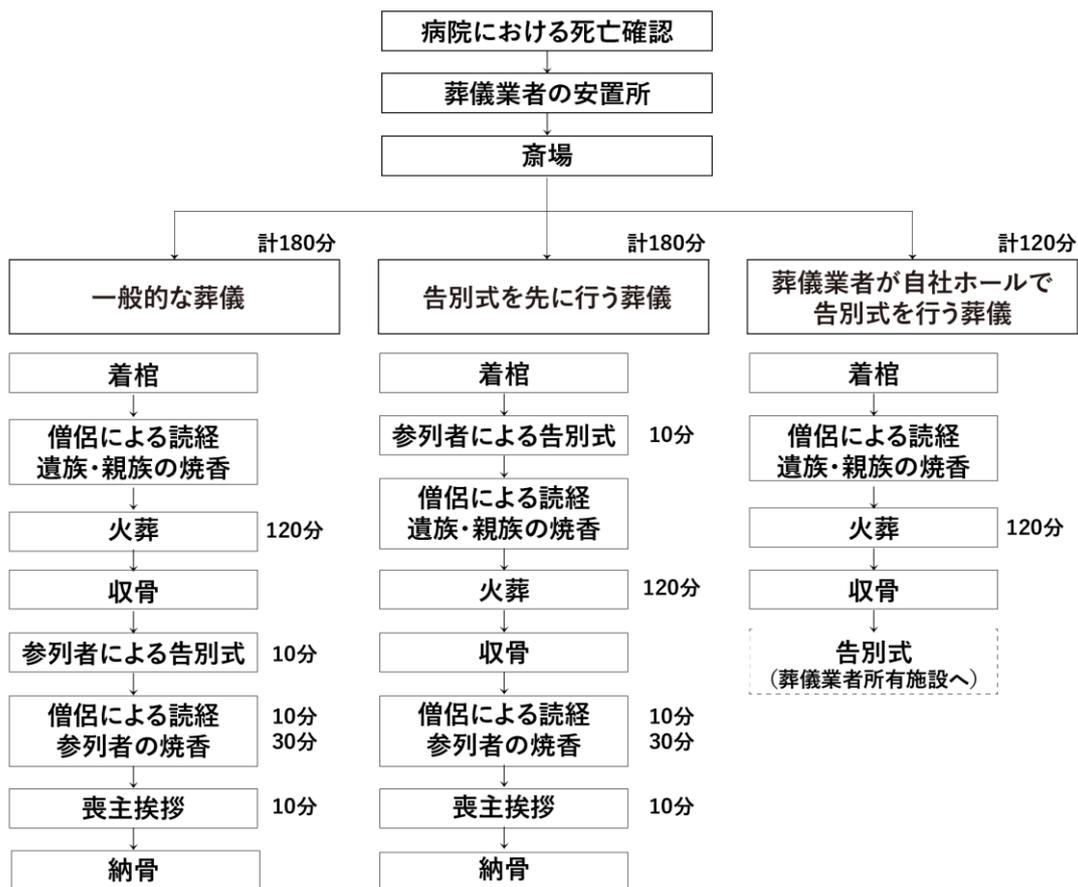
図表 1-3 既存斎場の平面図



イ) 葬送行為の流れ

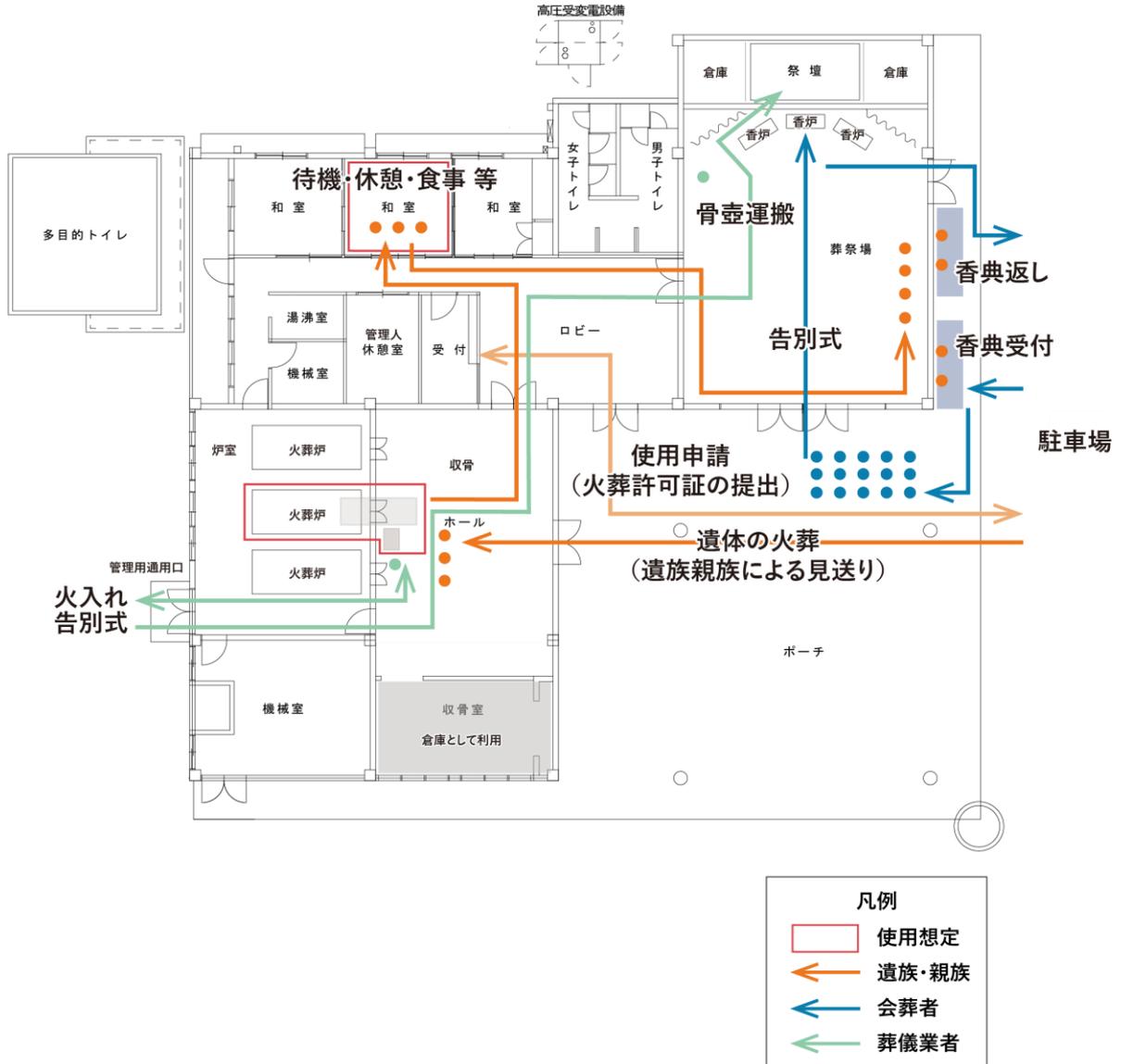
沖縄県では、告別式の前に納棺及び火葬を行い、告別式を開催するのが一般的であり、既存斎場における葬送行為の流れは、一般的な葬儀の他に、告別式を先に行う葬儀（死亡から24時間経過前に行う場合）、葬儀業者が自社所有ホールで告別式を行う葬儀の3通りがある。

図表 1-4 葬送行為の流れ (1/2)



一般的な葬儀の場合の遺族及び親族、会葬者、葬儀業者の動線は以下に示すとおり。

図表 1-4 葬送行為の流れ (2/2)



③ 既存斎場の使用状況

ア) 火葬場及び葬祭場の使用状況

既存斎場の火葬場及び葬祭場の利用総数は直近5年間で平均年間840件であり、平成30(2018)年度から令和元(2019)年度にかけては火葬場利用数及び葬祭場利用数は増加している。また、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけては火葬場利用が概ね横ばいであることに対し、令和(2020)年度の葬祭場利用は直近5年の中で最も低い件数となっている。

改葬件数においては、市内利用と市外利用で大きな差はなく、平成29(2017)年度の43件をピークに平成30(2018)年度以降は平均25件と横ばい傾向にある。

葬祭場のホール使用及び祭壇使用について、同時に使用する場合と葬儀業者の持込みセットによって斎場の祭壇を使用しない場合の2通りあるため、祭壇使用件数の方がホール使用件数よりも少ない結果となっている。

斎場は元日(1月1日)が休場日として定められており、かつ、使用申請がない日は稼働しない。直近5年間の平均稼働日数は1年間の約8割の291日であり、1日平均利用件数は、火葬場利用が約2件、葬祭場利用が約1件である。

図表1-5 既存斎場の使用件数

(単位:件)

		平成28 (2016)年度		平成29 (2017)年度		平成30 (2018)年度		令和元 (2019)年度		令和2 (2020)年度		平均	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
火葬場	火葬(大人)	499	26	541	30	510	27	551	40	567	32	534	31
	火葬(小人)	0	0	0	0	3	0	2	0	2	1	1.4	0
	死胎及び死産児	7	1	15	0	9	1	4	1	7	0	8.4	1
	改葬	18	13	25	18	12	9	16	9	16	12	17.4	12
	手術肢体等身体の一部	2	2	3	1	8	1	13	4	8	1	6.8	2
	小計 (割合)	526 (92.6%)	42 (7.4%)	584 (92.3%)	49 (7.7%)	542 (93.4%)	38 (6.6%)	586 (91.6%)	54 (8.4%)	600 (92.9%)	46 (7.1%)	567.6 (92.5%)	46 (7.5%)
	合計①	568		633		580		640		646		613	
葬祭場	ホール使用	123	1	139	6	110	2	121	2	82	1	115	2
	祭壇使用	115	1	127	5	106	2	119	2	70	1	107.4	2
	小計 (割合)	238 (99.2%)	2 (0.8%)	266 (96.0%)	11 (4.0%)	216 (98.2%)	4 (1.8%)	240 (98.4%)	4 (1.6%)	152 (98.7%)	2 (1.3%)	222.4 (98.0%)	5 (2.0%)
	合計②	240		277		220		244		154		227	
総計(合計①+②)		808		910		800		884		800		840	

図表1-6 既存斎場の稼働日数

(単位:日)

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平均
稼働日数	280	304	276	296	301	291

イ) 斎場の使用状況

一般的な火葬の場合、墓地埋葬法により死亡から24時間以内の火葬は不可と定められており、既存斎場では故人が亡くなり次第葬儀業者へ連絡して斎場を使用申請し、死亡から24時間後を目途に火葬を執り行う。

既存斎場の営業時間は8時30分から17時15分までの8時間45分間であり、以下運営タイムスケジュールにあるように1日最大5件の火葬業務が可能である。

なお、通常業務では使用申請時間が利用者の指定であることや会葬者同士の面会を避ける配慮をすること等を背景に、5件の火葬業務の内訳は、一般的な火葬4件、改葬や手術肢体等身体の一部の火葬1件である。

図表 1-7 既存斎場の最大運営タイムスケジュール

火葬炉	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:15
1号炉	開場・準備	①火葬業務 (3時間)			④火葬業務 (3時間)					
2号炉		②火葬業務 (3時間)			⑤改葬焼骨 (2時間)					
3号炉		③火葬業務 (3時間)								
葬祭場	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:15
告別式等式典				①告別式等式典 (2時間)		②or③告別式等式典 (2時間)				
各諸室	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:15
和室1	開場・準備	①火葬業務の親族等使用								
和室2		②火葬業務の親族等使用								
和室3		③火葬業務の親族等使用								

準備等
火葬
収骨
告別

- 火葬業務3h (準備0.5h + 火葬2h + 収骨等0.5h)
- 告別式等式典2h (準備0.5h + 式典1h + 片付け0.5h)
- 改葬焼骨業務2h (焼骨1h + 収骨等1h)

ウ) 待合室の使用状況

既存斎場の和室は3室あり、襖で仕切られているため、1日の火葬件数が1～2件と比較的少なく待合室利用が重ならない場合、続間として利用が可能である。

平成28(2016)年度から令和2(2020)年度の直近5年間の斎場利用状況をみると、1日4件以上の利用が約2割であり、その場合は既存斎場の待合室使用ができないため、利用者は施設外または自宅にて待機している状況である。

図表1-8 既存斎場の日あたり火葬件数と年間火葬日数

日あたり 火葬件数 (A)	年間火葬日数					平均 火葬日数 (B)	平均 火葬件数 (割合) (A×B)
	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度		
0件	95日	70日	98日	76日	72日	82日	0件 -
1件	119日	133日	98日	112日	112日	115日	115件 (20%)
2件	80日	83日	100日	98日	90日	90日	180件 (32%)
3件	48日	51日	42日	41日	61日	49日	146件 (26%)
4件	18日	25日	24日	33日	23日	25日	98件 (17%)
5件	6日	4日	4日	6日	7日	5日	27件 (5%)
平均火葬件数の合計							566件 (100%)

④火葬炉の設備概要

既存施設には火葬炉（人体炉）が3基設置されており、火葬炉の設備概要は以下に示すとおりである。

ア) 最大枢寸法

区分	長さ	幅	高さ
火葬炉（標準）	2,200 mm	650 mm	650 mm

イ) 火葬性能

項目		性能
火葬時間		120分
火葬回数		最大2回/炉・日
主要設備方式	炉床方式	台車燃焼方式
	排ガス冷却方式	大気強制混合型
	排気方式	誘引ファン

ウ) 火葬件数

平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの直近5年間の火葬件数実績の推移は以下に示すとおりである。

（単位：件）

		平成28 (2016)年度		平成29 (2017)年度		平成30 (2018)年度		令和元 (2019)年度		令和2 (2020)年度		平均	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
火葬場	火葬（大人）	499	26	541	30	510	27	551	40	567	32	534	31
	火葬（小人）	0	0	0	0	3	0	2	0	2	1	1.4	0
	死胎及び死産児	7	1	15	0	9	1	4	1	7	0	8.4	1
	改葬	18	13	25	18	12	9	16	9	16	12	17.4	12
	手術肢体等身体の一部	2	2	3	1	8	1	13	4	8	1	6.8	2
	小計	526	42	584	49	542	38	586	54	600	46	567.6	46
	(割合)	(92.6%)	(7.4%)	(92.3%)	(7.7%)	(93.4%)	(6.6%)	(91.6%)	(8.4%)	(92.9%)	(7.1%)	(92.5%)	(7.5%)
合計①	568		633		580		640		646		613		

エ) 集塵設備の設置状況

集塵設備に関する法的規制はなく、既存斎場においても火葬場から排出される有害物質にかかる基準を設定しておらず、高効率な集塵設備も設けていないことから、建替える際には以下に留意する必要がある。

1つは、平成12(2000)年3月に火葬場から排出されるダイオキシン削減対策委員会により取りまとめられた「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」(図表1-9参照)であり、既存斎場においては当指針が策定される前に建設されていることから、当指針に基づく基準値は定めていない。

もう1つは、「火葬場の建設・維持管理マニュアル(改訂新版)※3」による自主的な公害防止目標値(図表1-10参照)であり、沖縄県内の類似施設(火葬場及び葬祭場)においても当該目標値を基準に設定する傾向がみられた。

排ガス中のダイオキシン類濃度の抑制に向けては、集塵設備設置による対応が望ましいとされており、集塵設備には、集塵効率が高い(ダイオキシン類濃度が低くなる)順にろ過集塵設備(バグフィルター方式)、遠心集塵設備(マルチサイクロン方式)、衝突式集塵設備(デミスタースクリーン方式)の3種類がある。衝突式集塵設備(デミスタースクリーン方式)でも公害防止目標値を守ることは可能だが、より厳しい目標値を順守するにはろ過集塵設備(バグフィルター方式)の設置が必要となる。

図表1-9 排ガス濃度の指針値

「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」(平成12(2000)年3月)参照

排ガス中のダイオキシン類濃度の指針値	新設炉	1ng-TEQ/m ³ N
	既設炉	5ng-TEQ/m ³ N

※3 「火葬場の建設・維持管理マニュアル(改訂新版)」は、平成30(2018)年8月にNPO法人 日本環境斎苑協会が発行したもので、平成12(2000)年3月の「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」を受け、平成22(2010)年7月の厚生労働省通知による「火葬場から排出される有害化学物質」への対応を反映し、近年の火葬技術の進歩や社会情勢の変化、震災への対応等を考慮し大幅に改定し、より近代化された火葬場を建設・維持管理するために必要な情報を提供するものである

図表 1-10 公害防止目標値

「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）」

項目		公害防止目標値		
排ガス濃度	ばいじん	0.01	g/m ³ N	以下（排気筒出口）
	硫黄酸化物	30	ppm	以下（排気筒出口）
	窒素酸化物	250	ppm	以下（排気筒出口）
	塩化水素	50	ppm	以下（排気筒出口） 副葬品抑制
	一酸化炭素	30	ppm	以下（排気筒出口）
	ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	以下（排気筒出口）
悪臭物質濃度 （排気筒出口）	アンモニア	1	ppm	以下
	メチルメルカプタン	0.002	〃	以下
	硫化水素	0.02	〃	以下
	硫化メチル	0.01	〃	以下
	二酸化メチル	0.009	〃	以下
	トリメチルアミン	0.005	〃	以下
	アセトアルデヒド	0.05	〃	以下
	プロピオンアルデヒド	0.05	〃	以下
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	〃	以下
	イソブチルアルデヒド	0.02	〃	以下
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	〃	以下
	イソバレルアルデヒド	0.003	〃	以下
	イソブタノール	0.9	〃	以下
	酢酸エチル	3	〃	以下
	メチルイソブチルケトン	1	〃	以下
	トルエン	10	〃	以下
	スチレン	0.4	〃	以下
	キシレン	1	〃	以下
	プロピオン酸	0.03	〃	以下
	ノルマル酪酸	0.001	〃	以下
ノルマル吉草酸	0.0009	〃	以下	
イソ吉草酸	0.001	〃	以下	
臭気濃度	排気筒出口	500		以下
	敷地境界	10		以下
飛 灰	ダイオキシン類	3	ng-TEQ/g	
騒 音	作業室内	70	db(A)	以下（1炉稼働時）
		80	db(A)	以下（全炉稼働時）
	炉前ホール	60	db(A)	以下（全炉稼働時）
	敷地境界	50	db(A)	以下（全炉稼働時）

【炉メーカーへのヒアリングによる参考値】

一般的な火葬炉のばいじん基準	0.03 g/m ³ N（12%換算）以下
ダイオキシン類基準	1ng-TEQ/m ³ N 以下 （衝突式集塵設備（デミスタースクリーン方式）でも対応可）
	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下 （ろ過集塵設備（バグフィルター方式）のみ対応可）

⑤利用料金の設定状況

既存斎場の利用料金については、「名護市斎場の設置及び管理に関する条例（平成 19（2007）年 7 月）」において以下のように定められている。

ア) 利用料金の支払い区分

市内利用者は、次に掲げる者が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき現に市に住所を有する場合をいい、市外利用者は市内利用者に該当しない場合をいう。

- (1) 死亡者（当該死亡者の死亡時）
- (2) 喪主（死産児の父又は母を含む。）
- (3) 遺骨を改葬しようとする者
- (4) 手術肢体等身体の一部を切除された者

また、北部地区利用者は、次に掲げる者が、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、宜野座村、金武町、恩納村、伊是名村、及び伊平屋村のいずれかにおいて住民基本台帳に記録されている場合をいう。

- (1) 死亡者（当該死亡者の死亡時）
- (2) 喪主

そして、その他利用者は、市外利用者において北部利用者の場合以外をいう。

イ) 利用料金

火葬場及び葬祭場は市内利用者と市外利用者で利用料金が異なる。なお、控室の使用料金は火葬場又は葬祭場の使用の許可及び使用料金に含まれ、冷房設備の 1 時間に満たない利用時間は、1 時間とみなす。

利用料金の支払い区分は市内利用者、市外の北部地区利用者、その他市外利用者の 3 区分に分類され、市内利用者が最も安く、その他市外利用者が最も高く設定されている。

区分	単位	市内	市外		
			北部地区	その他	
火葬場	大人（12 歳以上）	1 体	13,000 円	32,000 円	50,000 円
	子供（12 歳未満）	1 体	9,000 円	22,000 円	40,000 円
	妊娠 4 月以降の死産	1 体	6,000 円	15,000 円	
	改葬遺骨	1 対	6,000 円	15,000 円	
	手術肢体等身体の一部	1 対	4,000 円	10,000 円	
葬祭場	ホール	1 回	2,000 円	8,000 円	
	祭壇	1 回	8,000 円	32,000 円	
	冷房設備	1 時間	300 円		

ウ) 減免措置等の状況

使用料の減免については、「名護市斎場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 19（2007）年 7 月）」において以下のように定められている。使用料の減額または徴収の免除は以下のとおりだが、冷房設備の使用料については、減額又は徴収の免除を適用しないことができる。

なお、使用料の減額又は徴収の免除を受けようとする者は、名護市斎場使用料減免申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該減免申請をすることができる者がいない場合は、必要に応じて担当職員の職務上の権限として処理することができる。

区分		適用
死亡者が、当該年度（これにより難い場合は、前年度）に納付すべき市民税が非課税となる世帯の一員である場合		5割の減額
死亡者が、災害対策基本法第2条 ^{※4} に規定する災害の発生が原因で死亡したとき、	ア) 死亡時に市の住民基本台帳に記録されている者であること	免除
	イ) ア) 以外の者である場合	5割の減額
死亡者が、行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条 ^{※5} の適用を受けるものである場合		免除又は遺留財産から使用料へ充当後の不足分の減額
老人福祉法第11条第2項 ^{※6} の適用を受ける者である場合		
死亡者が、墓地、埋葬等に関する法律第9条 ^{※7} に規定する火葬を行う者がいない又は判明しないものである場合		
その他特別な理由があると認められる場合		市長がその都度定める

※4 自然災害又は大規模な火事若しくは爆発その他政令で定める原因により生ずる被害をいう

※5 旅行先で死亡した場合に、その現場となった所在地の市町村で必要な事項を記録した後、埋葬、火葬をする

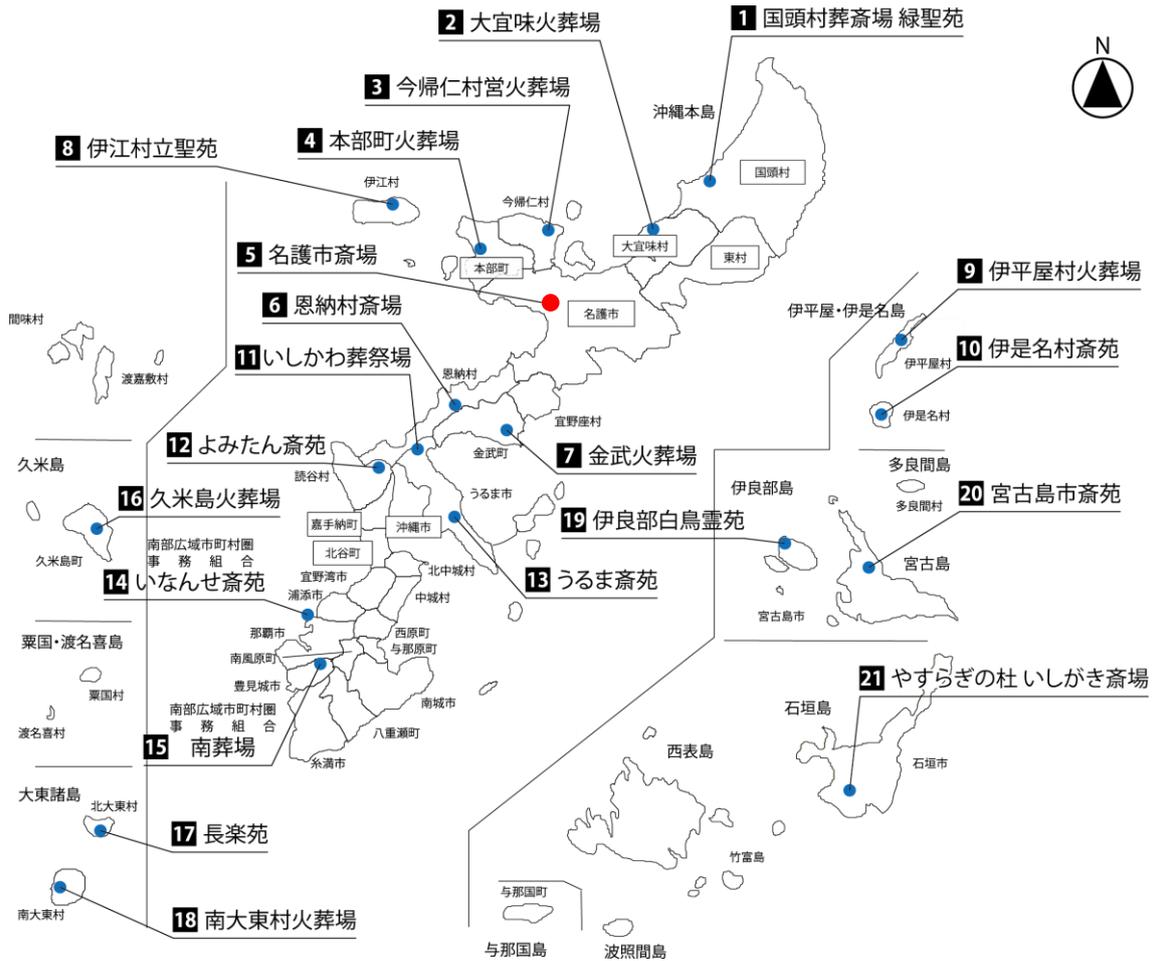
※6 市町村により入所させた者が、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームにて死亡した場合、その葬祭を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる

※7 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない

⑥ 沖縄県内の類似施設分布

沖縄県内の公営類似施設（火葬場及び葬祭場）は 21 施設あり、立地状況は以下に示すとおりである。

図表 1-11 沖縄県内の類似施設位置図



(3) 沖縄県内の類似施設の現況把握

① ヒアリング実施対象

沖縄県内において、火葬場及び葬祭場を所有している市町村等の一部^{※8}、全国において火葬炉の導入実績のある火葬炉メーカー4社、既存斎場において葬儀実績のある葬儀業者20社に火葬場及び葬祭場の利用状況及びニーズの把握を目的としてヒアリングを行った。

対象者は以下に示すとおりである。

※8 ヒアリング対象は沖縄本土の市町村、北部圏域の離島、石垣島、宮古島に所在する18団体

図表 1-12 対象市町村又は一部事務組合

	火葬場・斎場		
	No.	施設名	住所
北部	1	国頭村葬斎場 緑聖苑	国頭郡国頭村辺土名464
	2	大宜味火葬場	国頭郡大宜味村喜如嘉板敷原232番地の2
	3	今帰仁村営火葬場	国頭郡今帰仁村仲宗根807番地
	4	本部町火葬場	国頭郡本部町渡久地922番地
	5	名護市斎場	名護市大西4丁目20-16
	6	恩納村斎場	国頭郡恩納村恩納7071-67
	7	金武火葬場	国頭郡金武町金武6166番地の2
	8	伊江村立聖苑	国頭郡伊江村東江上3461-1
	9	伊平屋村火葬場	島尻郡伊平屋村田名3256-50
	10	伊是名村斎苑	島尻郡伊是名村勢理客4565-185
中部	11	いしかわ斎苑	うるま市石川2955-2
	12	よみたん斎苑	中頭郡読谷村親志410-2
	13	うるま斎苑	うるま市具志川1508
南部	14	南部広域市町村圏事務組合 いなんせ斎苑	浦添市伊奈武瀬1丁目7-5
	15	南部広域市町村圏事務組合 南斎場	豊見城市字豊見城925
	16	久米島火葬場	島尻郡久米島町阿嘉297-135
	17	長楽苑	島尻郡北大東村南243-31
	18	南大東村火葬場	島尻郡南大東村池之沢144
	19	伊良部白鳥霊苑	宮古島市伊良部佐和田908番地3
	20	宮古島市斎苑	宮古島市平良東仲宗根添3408番地
	21	やすらぎの杜 いしがき斎場	石垣市大川1523番1

②ヒアリング内容

ヒアリング対象者ごとにヒアリングシートを作成した。主なヒアリング内容については以下表に示すとおりである。

分類	No	ヒアリングの内容	市町村又は一部事務組合	炉メーカー	葬儀業者
A 葬儀慣例	A-1	葬儀あたりの参列状況について	○	—	○
	A-2	火葬中の主な待機場所について	○	—	○
	A-3	告別式を執り行わない家族葬の動向について	○	—	○
B 葬祭場機能	B-1	施設概要について	○	—	—
	B-2	火葬関連機能の規模について	○	—	—
	B-3	斎場の待合（休憩）スペースについて	○	—	○
	B-4	機能の配置状況について	○	—	○
	B-5	B-4 以外に必要と思う機能及び規模について	○	—	○
	B-6	斎場への交通アクセスの状況について	○	—	○
C 火葬場性能	C-1	火葬炉の設備概要について	○	○	—
	C-2	主要設備方式について	○	○	—
	C-3	排煙基準について	○	○	—
	C-4	動物炉の設置状況について	○	—	—
	C-5	動物炉の需要について	○	—	○
D その他	D-1	施設利用料金について	○	—	—
	D-2	周辺市町村との連帯状況について	○	—	—
	D-3	その他斎場利用者からの要望等について	○	—	○

ア) 市町村又は一部事務組合用ヒアリングシート

ヒアリングシート

【市町村又は一部事務組合用】

(B-1) 施設概要を教えてください。

敷地面積 : m²
 建物面積 : m²
 延床面積 : m²
 建築年月日 : 年 月 日 (築 年)
 構造・規模 : 造 / 地下 階、地上 階
 主な用途 : 斎場 (有・無)、火葬場 (有・無)、
 ()
 開場時間 : ~ : ~
 休場日 :
 受付 (予約) :
 駐車場台数 : 台
 運営 : 行政直営 / 指定管理 / その他 ()

(B-2) 施設内の火葬関連機能の規模について教えてください。

新納ホール : m²
 収容ホール : m² (室)
 告別ホール : m² (室)
 待合室 (休憩室) : m² (室)
 待合ロビー : m²
 その他 () : m²

(B-3) 斎場の待合 (休憩) スペースについて教えてください。

①和室と洋室の室数について
 和室 : 室 (各)、洋室 : 室 (各)、
 室 (各) m²

②有料の個室待合 (休憩) 室の有無および利用割合について
 (有・無) → 有の場合の葬儀参列者の割合 : 約 割

(B-4) 下記機能の配置状況について教えてください。

売店 (有・無) → 有の場合の規模 : m²
 キッズルーム (有・無) → 有の場合の規模 : m²
 更衣室 (有・無) → 有の場合の規模 : m²
 葬儀着替え室 (有・無) → 有の場合の規模 : m²

(B-5) B-4 以外に必要なと思う機能及び規模について教えてください。

() : m² () : m²
 () : m² () : m²

(B-6) 葬祭場への交通アクセスの状況について教えてください。

自家用車利用 : 約 割 マイクロバス利用 : 約 割
 公共交通利用 : 約 割 他 () : 約 割

はじめに、ヒアリングシートのご記入に協力いただきました担当部長様のご所属について教えてください。

市町村名 () 施設名 ()
 担当部署名 () 担当者氏名 ()
 連絡先 電話番号 ()
 メールアドレス ()

なお、ヒアリングシートご記入後に、記載内容について確認したいことがあります場合は場合、当方よりご連絡させていただきます。

【2019/12/31 以前 (コロナ前)】 【2020/1/1 以降 (コロナ禍)】

親族 : 平均 人 親族 : 平均 人
 (対応可能最大人数) (対応可能最大人数)
 地域住民 : 平均 人 地域住民 : 平均 人
 (対応可能最大人数) (対応可能最大人数)
 利用車両台数 : 平均 台 利用車両台数 : 平均 台

(A-2) コロナ禍前後の火葬中の主な待機場所について教えてください。

①待機場所について 例) 遺族控室、待合ロビー、待合 (休憩) 室 等

【2019/12/31 以前 (コロナ前)】 【2020/1/1 以降 (コロナ前)】

親族 : 親族 :
 地域住民 : 地域住民 :

(A-1) コロナ禍前後の1葬儀あたりの参列状況について教えてください。

【2019/12/31 以前 (コロナ前)】 【2020/1/1 以降 (コロナ前)】

遺族控室 : 約 割 遺族控室 : 約 割
 待合ロビー : 約 割 待合ロビー : 約 割
 待合 (休憩) 室 : 約 割 待合 (休憩) 室 : 約 割
 その他* : 約 割 その他* : 約 割

(A-3) 告別式を伴わない葬儀の動向について教えてください。

平成28年度 : 年間 件 (全体の約 割)
 平成29年度 : 年間 件 (全体の約 割)
 平成30年度 : 年間 件 (全体の約 割)
 令和元年度 : 年間 件 (全体の約 割)
 令和2年度 : 年間 件 (全体の約 割)

A

葬儀慣例

ヒアリングシート

(C-1) 火葬炉の設備概要について教えてください。	
炉数： 炉の規格：(長さ) mm × (幅) mm × (高さ) mm 炉の構造： 炉の燃料： 火葬時間： 分 火葬回数： 最大 回/炉・日 火葬重量：(遺体重量) kg、(副葬品) kg	
(C-2) 主要設備方式について教えてください。	
炉床方式： 排ガス冷却方式： 排気方式：	
(C-3) 排煙基準について教えてください。※参考資料参照	
①市町村が定めている排煙基準について <input type="checkbox"/> 有 (内容：) <input type="checkbox"/> 無	
②施設が定めている排煙基準について <input type="checkbox"/> 有 (内容：) <input type="checkbox"/> 無	
(C-4) 動物炉の設置状況について教えてください。	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(C-5) 動物炉の需要について教えてください。	
<input type="checkbox"/> 問合せが増えている (年間 件 問合せあり) <input type="checkbox"/> 問合せが減っている <input type="checkbox"/> その他 ()	

C

火葬炉性能

(D-1) 施設利用料金について教えてください。	
①準備する要綱等について ()	
②火葬場の利用料金について	
	市外利用者
大人 (歳以上)	円
子供 (歳未満)	円
妊娠4月以降の死産	円
改葬遺骨	円
手術後遺骨等身体の一部	円
その他 ()	円
③霊骨の利用料金について	
	市外利用者
ホール	円
祭壇	円
冷蔵庫設備	円
その他 ()	円
(D-2) 周辺市町村との連携状況について教えてください。	
①実施している連携や利用状況の共有について <input type="checkbox"/> 有 → 実施内容 () <input type="checkbox"/> 無	
(D-3) 市民による利用状況について	
平成28年度：年間 件 (全体の約 割)	
平成29年度：年間 件 (全体の約 割)	
平成30年度：年間 件 (全体の約 割)	
令和元年度：年間 件 (全体の約 割)	
令和2年度：年間 件 (全体の約 割)	
(D-3) その他、葬祭場利用者からの要望等があれば教えてください。 (自由記述)	

D

その他

イ) 炉メーカー用ヒアリングシート

【炉メーカー用】

ヒアリングシート
—火葬炉性能について—

はじめに、ヒアリングシートのご記入に協力いただきました御社の連絡先について教えてください。

御社名 ()	担当者氏名 ()
連絡先 電話番号 (- -)	
メールアドレス (@)	

なお、ヒアリングシートご記入後に、記載内容について確認したいことがありました場合、当方よりご連絡させていただくことがあります旨、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

(1) 近年の標準的な火葬炉の設備概要（炉の規格等）について教えてください。			
炉の規格：（長さ）	mm × （幅）	mm × （高さ）	mm
炉の構造：	造		
炉の燃料：			
火葬時間：	分		
火葬回数：	最大 回/炉・日		
火葬重量：（遺体重量）	kg、（柩重量）	kg、（副葬品）	kg
(2) 近年の標準的な主要設備方式について教えてください。			
炉床方式	:		
排ガス冷却方式	:		
排気方式	:		
(3) 名護市斎場の排気方式はどれが望ましいと考えますか。 理由もお聞かせ下さい。			
方式	:		
理由	:		
(4) 近年の標準的な排煙基準について教えてください。※参考資料参照			

ヒアリングシート

続いて以降の設問について教えてください。

B 葬祭場 機能	(B-1) 有料待合（休憩）スペースの利用割合について教えてください。				
	葬儀参列者の約		割		
	(B-2) 下記機能の需要について教えてください。				
	売店	(有・無)	キッズルーム	(有・無)	
	更衣室	(有・無)	葬儀業者控室	(有・無)	
	(B-3) B-2 以外に需要があると思う機能について教えてください。				
()					
(B-4) 葬祭場への交通アクセスの状況について教えてください。					
自家用車利用：約		割	マイクロバス利用：約		割
公共交通利用：約		割	他 ()：約		割

C 火葬炉 性能	近年の動物炉に対する需要について教えてください。			
	<input type="checkbox"/> 問合せが増えている（年間 件 問合せあり）			
	<input type="checkbox"/> 問合せが減っている			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			

D その他	その他、葬祭場利用者からの要望等があれば教えてください。			
	(自由記述)			

エ) 参考資料

ヒアリングシート
—火葬炉性能について—

【参考資料】自主的な公害防止目標値

引用：火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）P53

項 目		公害防止目標値	
排ガス濃度	ばいじん	0.01	g/m ³ N 以下 (排気筒出口)
	硫酸酸化物	30	ppm 以下 (排気筒出口)
	窒素酸化物	250	ppm 以下 (排気筒出口)
	塩化水素	50	ppm 以下 (排気筒出口) 副葬品抑制
	一酸化炭素	30	ppm 以下 (排気筒出口)
	ダイオキシシン類	1	ng-TBQ/m ³ N 以下 (排気筒出口)
悪臭物質濃度 (排気筒出口)	アンモニア	1	ppm 以下
	メチルメルカプタン	0.002	// 以下
	硫化水素	0.02	// 以下
	硫化メチル	0.01	// 以下
	二酸化メチル	0.009	// 以下
	トリメチルアミン	0.005	// 以下
	アセトアルデヒド	0.05	// 以下
	プロピオンアルデヒド	0.05	// 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	// 以下
	イソブチルアルデヒド	0.02	// 以下
	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	// 以下
	イソバレールアルデヒド	0.003	// 以下
	イソブタノール	0.9	// 以下
	酢酸エチル	3	// 以下
	メチルイソブチルケトン	1	// 以下
	トルエン	10	// 以下
	スチレン	0.4	// 以下
	キシレン	1	// 以下
プロピオン酸	0.03	// 以下	
ノルマル酪酸	0.001	// 以下	
ノルマル吉草酸	0.0009	// 以下	
イソ吉草酸	0.001	// 以下	
臭気濃度	排気筒出口	500	以下
	敷地境界	10	以下
飛 灰	ダイオキシシン類	3	ng-TEQ/g
騒 音	作業室内	70	db(A) 以下 (1炉稼働時)
		80	db(A) 以下 (全炉稼働時)
	炉前ホール	60	db(A) 以下 (全炉稼働時)
	敷地境界	50	db(A) 以下 (全炉稼働時)

③ヒアリング結果

市町村、炉メーカー、葬儀業者にヒアリングシートを配布し、ヒアリングを実施した。回収結果及び回答結果の概要は以下に示すとおりである。

〈回収結果〉

対象者	回収件数	回収率
市町村又は一部事務組合	12件/18件	66.7%
炉メーカー	4件/4件	100.0%
葬儀業者	7件/20件	35.0%

〈回答結果の概要〉

[市町村又は一部事務組合]

- ・葬儀慣例について、新型コロナウイルス感染症流行後における参列者は減少傾向にある。
- ・葬祭場機能について、回答施設の平均築年数は15年と比較的最近整備されており、約4割が葬祭場を所有している。また、運営は行政直営が約5割と多い。機能としてキッズルーム、更衣室、葬儀業者控室は設置されておらず、売店は1施設のみ設置している。交通アクセスは自家用車利用が約9割と多い。

[炉メーカー]

- ・排煙基準について、炉メーカーで差異はなく、「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改定新版）」にある自主的な公害防止目標値に基づいて定めている。
- ・名護市斎場に適する排気方式について、各社1炉1排気方式を提案（なお、2炉系統でも問題はない）。また、バグフィルターの設置については導入検討の必要がある。

[葬儀業者]

- ・葬儀慣例について、新型コロナウイルス感染症流行後における参列者は減少傾向にある。また、少人数の家族葬需要が増えている。
- ・葬祭場機能の需要について、売店が約9割、キッズルームが約1割、更衣室・葬儀業者控室が約3割となっている。交通アクセスは自家用車利用が約8割と多い。

〈回答結果（1/2）〉

分類	No	ヒアリングの内容	市町村又は一部事務組合	炉メーカー	葬儀業者
A 葬儀 慣例	A-1	葬儀あたりの参列状況について	・新型コロナウイルス感染症流行後における参列者の親族・地域住民・駐車場利用は共に6割程度に減少	—	・新型コロナウイルス感染症流行後における参列者の親族・地域住民・駐車場利用は共に5～6割程度に減少
	A-2	火葬中の主な待機場所について	・新型コロナウイルス感染症流行前後関わらず親族の待機場所は待合室・待合ロビーが多く、地域住民は待合ロビーが多いが、葬祭場外待機や車中待機等の回答もみられる	—	・新型コロナウイルス感染症流行前後関わらず親族の待機場所は遺族控室が多く、地域住民は待合ロビーが多いが、自宅の回答もみられる
	A-3	告別式を執り行わない家族葬の動向について	・家族葬の需要は増加傾向 ・直近5年における平均件数は約5割であるが、総火葬件数の0～9割と葬祭場により差がある	—	・家族葬の需要は約7割が増えていると回答
B 葬祭場 機能	B-1	施設概要について	・平均敷地面積 6,524 m ² 、平均建物面積 1,211 m ² 、平均延床面積 1,139 m ² ・平均築年数 15 年 ・鉄筋コンクリート造が約9割、地上1～2階 ・主な用途として、斎場所有施設は約4割 ・使用申請を電話とインターネット（WEB）の併用の葬祭場あり ・平均駐車場台数は98台 ・運営は行政直営が5割、指定管理が2割、その他（委託、組合）が3割	—	—
	B-2	火葬関連機能の規模について	・室数は収骨室：告別室：待合室 = 1：1：2 ・平均面積は収骨室 49 m ² 、告別室 60 m ² 、待合室計 58 m ² 、待合ロビー 99 m ²	—	—
	B-3	斎場の待合（休憩）スペースについて	・待合室は過半数が和室及び洋室両方を1：1の割合で配置傾向にある、平均面積は34 m ² /室	—	・有料待合（休憩）スペースの利用割合は葬儀参列者の約2割
	B-4	機能の配置状況について	・キッズルーム、更衣室、葬儀業者控室は設置なし。売店は1施設のみ設置	—	・売店需要約9割、キッズルーム需要約1割、更衣室・葬儀業者控室約3割
	B-5	B-4以外に必要と思う機能及び規模について	・特になし	—	・遺体安置室、施設案内及び火葬時間案内用の電光掲示板、給湯室の回答あり
	B-6	葬祭場への交通アクセスの状況について	・交通アクセスは自家用車利用が約9割、マイクロスバス利用が約1割	—	・交通アクセスは自家用車利用が約8割、マイクロスバス利用が約2割

〈回答結果（2/2）〉

分類	No	ヒアリングの内容	市町村又は一部事務組合	炉メーカー	葬儀業者
C 火葬場 性能	C-1	火葬炉の設備概要について	<ul style="list-style-type: none"> ・炉数は平均3基 ・火葬炉の規格：長さ2,446mm×幅1,123mm×高さ1,823mm ・炉の燃料は灯油が8割、不明が2割 ・火葬時間：平均91分 ※大手3社は60分、開邦工業は100分、既存斎場は120分 ・最大火葬回数は既存斎場と同様に平均2回/炉・日 ・平均火葬重量は遺体重量100kg、柩重量29kg、副葬品8kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉の規格：長さ2,448mm×幅1,177mm×高さ1,408mm ・火葬時間：平均70分 ※3社が60分、1社が100分、既存斎場は120分 ・最大火葬回数は平均3回/炉・日 ・平均火葬重量は遺体重量78kg、柩重量15kg、副葬品9kg 	—
	C-2	主要設備方式について	・バグフィルターを設置している葬祭場は約7割、記載なしが3割		—
	C-3	排煙基準について	「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改定新版）」に記載ある自主的な公害防止目標値		—
	C-4	動物炉の設置状況について	・動物炉の設置なし	—	—
	C-5	動物炉の需要について	・年に数件の問合せありと回答の葬祭場が約3割	—	・問い合わせは3割増加
D その他	D-1	施設利用料金について	次ページにて整理	—	—
	D-2	周辺市町村との連帯状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺葬祭場との連携（火葬炉の修理による近隣への協力依頼、情報交換）実施約2割 ・名護市民による利用状況は南部広域市町村圏事務組合所有葬祭場（いなんせ斎苑、南斎場）においては直近5年で4～10件で年間平均6件 	—	—
	D-3	その他葬祭場利用者からの要望等について		<p>【名護市斎場に適する排気方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気系統は1炉1排気方式 ・バグフィルター方式の導入検討 <p>⇒近年新設された沖縄県下の葬祭場（いなんせ斎苑、南斎場、読谷村、宮古島市斎苑）はバグフィルター方式。恩納村はスクリーンフィルター方式。</p> <p>⇒※なお、一般的に集塵設備を設置しない葬祭場は限りなく少ないため、設置することを前提に、どの方式を選択するかを検討が必要となる</p>	

図表 1-13 C-1 : 火葬炉の設備概要について

	A 社	B 社	C 社	D 社	平均	名護市斎場
炉の長さ	2,100 mm	2,300 mm	2,590 mm	2,800 mm	2,448 mm	2,200mm
炉の幅	700 mm	750 mm	1,559 mm	1,700 mm	1,178 mm	650mm
炉の高さ	650 mm	820 mm	3,400 mm	760 mm	1,408 mm	650mm
火葬時間	60 分	60 分	60 分	100 分	70 分	120 分
最大火葬回数 (1日1炉あたり)	3 回	4 回	3 回	2 回	3 回	2 回
遺体重量	75 kg	75 kg	70 kg	90 kg	78 kg	不明
柩重量	15 kg	不明				
副葬品重量	10 kg	10 kg	5 kg	10 kg	9 kg	不明

図表 1-14 D-1 : 施設利用料金について

[火葬場利用料金 (1 体あたり)]

区分	名護市斎場			沖縄県内の市町村又は 一部事務組合の平均	
	市内	市外		市内	市外
		北部地区	その他		
大人(12 歳以上)	1,3000 円	32,000 円	50,000 円	20,750 円	39,100 円
小人(12 歳未満)	9,000 円	22,000 円	40,000 円	13,333 円	22,800 円
妊娠 4 月以降の死産児	6,000 円	15,000 円		8,917 円	15,900 円
改葬遺骨	6,000 円	15,000 円		12,875 円	20,700 円
手術肢体等身体の一部	4,000 円	10,000 円		7,773 円	12,600 円

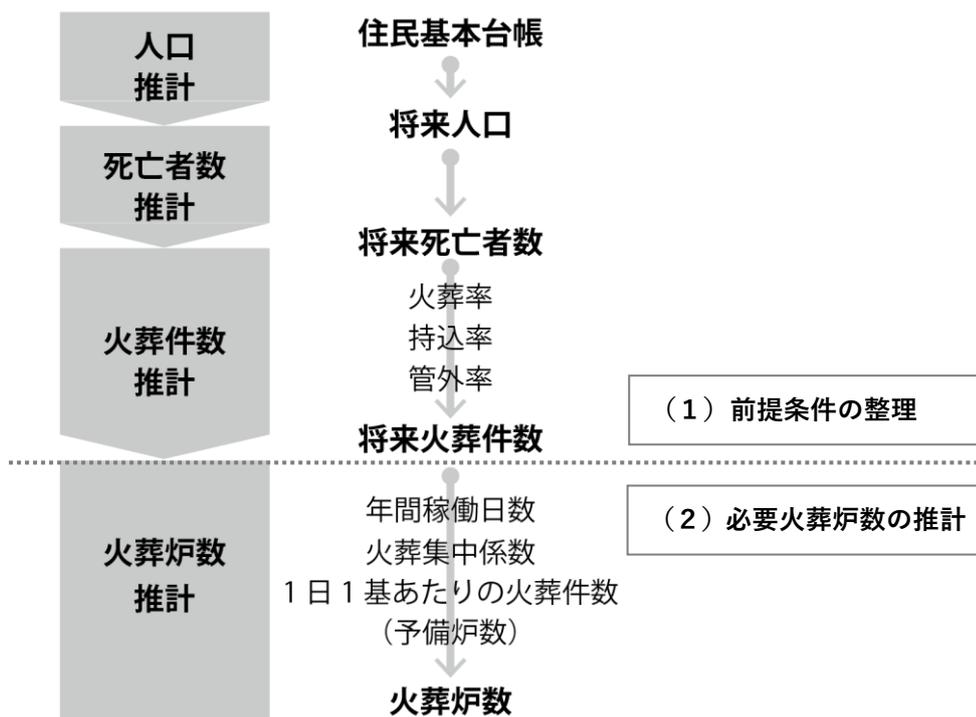
[葬祭場利用料金]

区分	単位	名護市斎場		沖縄県内の市町村又は 一部事務組合の平均	
		市内	市外	市内	市外
ホール	1 回につき	2,000 円	8,000 円	8,750 円	11,667 円
祭壇	1 回につき	8,000 円	32,000 円	7,500 円	15,000 円
冷房設備	1 時間につき	300 円		5,000 円	10,000 円

第2章 必要火葬炉数の推計

必要火葬炉数の推計について、「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）」に基づき、以下フローに沿って算出する。

図表2-1 必要火葬炉数の推計フロー図

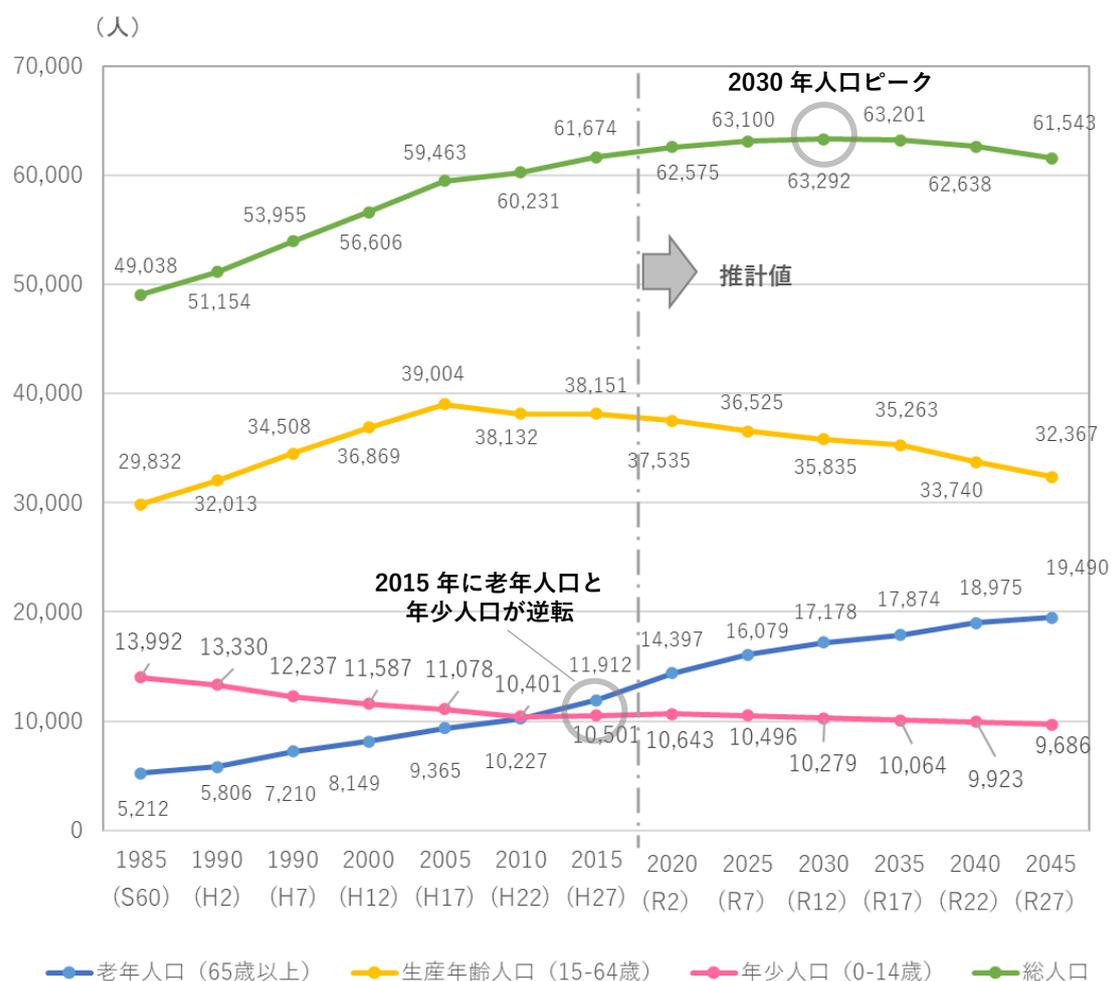


(1) 前提条件の整理

① 将来人口推計

将来人口等の算出基礎となる人口の初期値を、平成 27(2015)年の国勢調査による実績値を基に国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 (2018) 年に公表した将来推計とする。

本市の人口は平成 27 (2015) 年以降も増加を続け、令和 12 (2030) 年をピークに減少に転じると予測されている。また、平成 27 (2015) 年には老年人口が年少人口を上回り、以降、年少人口の減少と老年人口の増加により差が広がることが予測されている。



出典：国勢調査（昭和 60 年～平成 27 年）、国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来人口推計（平成 30 年推計）」（令和 2～27 年）

※9 実績値について総人口に年齢不詳を含むため、年齢区分別人口合計と総人口は必ずしも一致しない

②将来死亡者数の推計

本市における将来死亡者数は、平成 27（2015）年の国勢調査による実績値を基に、国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来死亡者数^{※10}を用いる。

将来人口は令和 12（2030）年にピークを迎えることに対し、将来死亡者数は令和 2（2020）年以降増加傾向にあり、死亡者割合は令和 27（2045）年時点で令和 2（2020）年の約 1.5 倍となる。

	将来人口	将来死亡者数	死亡者割合
令和 2（2020）年	62,575人	524人	0.84%
令和 7（2025）年	63,100人	571人	0.90%
令和12（2030）年	63,292人	615人	0.97%
令和17（2035）年	63,201人	651人	1.03%
令和22（2040）年	62,638人	718人	1.15%
令和27（2045）年	61,543人	772人	1.25%

※10 国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来死亡者数は 5 年間の死亡数合計であり、1 年ごとの値は（5 年間の死亡数÷5）の計算により、算出（注意：小数点以下を四捨五入して表示しているため、1 年ごとの合計値と 5 年間の値が一致しない場合がある）

	将来死亡者数(5年間)	将来死亡者数
平成28(2016)年～令和 2(2020)年	2,619人	524人
令和3(2021)年～令和 7(2025)年	2,853人	571人
令和8(2026)年～令和12(2030)年	3,077人	615人
令和13(2031)年～令和17(2035)年	3,255人	651人
令和18(2036)年～令和22(2040)年	3,588人	718人
令和23(2041)年～令和27(2045)年	3,861人	772人

③将来火葬件数の推計

「火葬場の建設・維持管理マニュアル(改訂新版)」を参照し、将来の年間火葬需要を以下に示す式によって算出する。

なお、持込率とは、市内における年間死亡者数に対する市内住民が市内で火葬する割合を指し、管外率とは年間総火葬件数に対する市外住民が市内で火葬する割合を指す。本推計では、平成28(2016)年から令和2(2020)年までの5年間の平均値を採用する。

$$(\text{年間火葬需要}) = (\text{年間死亡者数}) \times (\text{火葬率}) \times (\text{持込率}) \div (1 - \text{管外率})$$

(市内年間死亡者数) : 534人

(火葬率) : 100%

(持込率) : 99.1%

	市内年間死亡者数
平成28(2016)年	521人
平成29(2017)年	531人
平成30(2018)年	528人
令和元(2019)年	547人
令和2(2020)年	545人
平均	534人

	市内火葬件数	市内年間死亡者数	持込率
平成28(2016)年	507件	521人	97.3%
平成29(2017)年	527件	531人	99.2%
平成30(2018)年	536件	528人	101.5%
令和元(2019)年	546件	547人	99.8%
令和2(2020)年	533件	545人	97.8%
平均	530件	534人	99.1%

(管外率) : 5.4%

	市外火葬件数	年間総火葬件数	管外率
平成28(2016)年	22件	529件	4.2%
平成29(2017)年	34件	561件	6.1%
平成30(2018)年	26件	562件	4.6%
令和元(2019)年	33件	579件	5.7%
令和2(2020)年	35件	569件	6.2%
平均	30件	560件	5.4%

以上より、既存斎場における年間火葬需要は以下のように求められ、将来火葬件数を年間火葬需要量が最も多い 809 件 に設定する。

	将来死亡者数	火葬率	持込率	管外率	将来火葬件数
令和7 (2025) 年	571人	100%	99.1%	5.4%	598件
令和12 (2030) 年	615人	100%	99.1%	5.4%	645件
令和17 (2035) 年	651人	100%	99.1%	5.4%	682件
令和22 (2040) 年	718人	100%	99.1%	5.4%	752件
令和27 (2045) 年	772人	100%	99.1%	5.4%	809件

(2) 必要火葬炉数の推計

①火葬炉算定方法

斎場に必要火葬炉数は、火葬件数の集中する日を想定し、その日の稼働のために必要な炉数を算出するもので、次の理論的火葬炉数算定式により求める。

$$\begin{aligned}
 \text{理論的} & & & \text{集中日の火葬件数} \\
 \text{必要火葬炉基数} & = & \frac{\quad}{\quad} \\
 & & & \text{1炉1日あたりの処理件数} \\
 & = & \frac{\text{日平均火葬件数} \times \text{火葬集中係数}}{\quad} \\
 & & & \text{1炉1日あたりの処理件数} \\
 & = & \frac{(\text{年間火葬件数} \div \text{火葬場稼働日数}) \times \text{火葬集中係数}}{\quad} \\
 & & & \text{1炉1日あたりの処理件数}
 \end{aligned}$$

②年間稼働日数

既存斎場は元日（1月1日）のみ休場であり、本推計では平成28（2016）年度から令和2（2020）年度の平均稼働日数 291日 を年間稼働日数に採用する。

【再掲】

(単位：日)

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平均
稼働日数	280	304	276	296	301	291

③火葬集中係数

火葬集中係数とは、1日あたり平均火葬件数に対する想定日最多火葬件数の割合である。「火葬場の建設・維持マニュアル(改訂新版)」では、「火葬集中係数は、過年の火葬実績から件数の多い順に3～5%の稼働日を除外した稼働日の火葬件数を想定日最多件数とし、この想定日最多件数を1日あたり平均火葬件数で除して算定する。これは、火葬件数が増加した特殊要因を除外して過大設備となることを避けるためと、想定日最多件数を上回る3～5%の稼働日は通常体制で対応可能と考えられるからである。」と記載されている。

上記に基づき、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度の火葬実績より、割合が約5%を占める1日あたり最多回数5件を除外し、想定日最多火葬件数を4件と設定する。

以上より、以下計算式により求めると火葬集中係数は2.06となる。

$$\begin{aligned}
 \text{火葬集中係数} &= \frac{\text{想定日最多火葬件数 (実績値より設定した値)}}{\text{1日あたり平均火葬件数 (実績値)}} \\
 &= \frac{4}{566 \div 291} = \frac{4}{1.94} = 2.06
 \end{aligned}$$

図表2-2 既存斎場の日あたり火葬件数と年間火葬日数 (図表1-8再掲)

日あたり 火葬件数 (A)	年間火葬日数					平均 火葬日数 (B)	平均 火葬件数 (割合) (A×B)
	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度		
0件	95日	70日	98日	76日	72日	82日	0件 -
1件	119日	133日	98日	112日	112日	115日	115件 (20%)
2件	80日	83日	100日	98日	90日	90日	180件 (32%)
3件	48日	51日	42日	41日	61日	49日	146件 (26%)
4件	18日	25日	24日	33日	23日	25日	98件 (17%)
5件	6日	4日	4日	6日	7日	5日	27件 (5%)
平均火葬件数の合計							566件 (100%)

④ 1基1日あたりの火葬件数

既存斎場の標準タイムテーブル（火葬に要する時間）を参照すると、炉3基で1日最大5件の火葬を行っていることより、火葬回数は約1.7回／基・日である。

なお、「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）」によると、近年の平均的な計画では、1基1日あたりの平均火葬数を1～3に設定する火葬場が多いとされている。

火葬回数の設定は、大きくすると整備火葬炉数は少なくなる反面、同時運転しなければならない炉数が増え、その結果、炉前ホールでの混雑が発生する等の懸念がある。新斎場では、運転効率の増大と炉前ホール等での混雑回避のバランスを考慮し、1基1日あたりの平均火葬数を現在と大きく変更のない2件／基・日と設定する。

図表2-3 火葬の標準的タイムテーブル（想定）

開場時間	8:30～17:15（8時間45分）		
一般火葬業務	準備	0.5時間	2.5時間
	火葬	1.5時間	
	収骨等	0.5時間	
改葬焼骨業務	焼骨	1.0時間	2時間
	収骨等	1.0時間	

⑤理論的必要火葬炉基数

既存斎場では1基1日あたりの火葬件数を2件／基・日と設定し、理論的火葬炉数を以下式により算出すると、2.86基となることから理論的必要火葬炉基数は3基となり、現在の3基同時に稼働できない状況を改善できれば、基数の変更は必要ない。

$$\begin{aligned} \text{理論的} & & & \text{集中日の火葬件数} \\ \text{必要火葬炉基数} & = & \frac{\quad}{\quad} \\ & & & \text{1炉1日あたりの火葬件数} \\ & = & \frac{\text{(日平均火葬件数)} \times \text{(火葬集中係数)}}{\quad} \\ & & & \text{1炉1日あたりの火葬件数} \\ & = & \frac{\text{(年間火葬件数)} \div \text{(火葬場稼働日数)} \times \text{(火葬集中係数)}}{\quad} \\ & & & \text{1炉1日あたりの火葬件数} \\ & = & \frac{809 \text{ 件} \div 291 \text{ 日} \times 2.06}{\quad} \\ & & & \text{2 件} \\ & = & \boxed{2.86} \end{aligned}$$

なお、沖縄県特有の文化である改葬遺骨の焼骨について、一般的な火葬と同様に必要火葬炉数を算出したところ、0.35基となる。上記火葬必要炉数に加算すると論理的必要火葬炉数基数は「2.86+0.35=3.21」となり、必要火葬炉は4基という結果になるが、改葬遺骨の焼骨件数は将来的には減少傾向となることが想定されることより、予備炉を設置できるスペースを確保し、5年周期を目途に改葬遺骨の焼骨実績を鑑み、改葬遺骨の焼骨に係る必要火葬炉数を見直し、火葬件数同様に今後も増加傾向にあれば新たに炉を設置し、4基体制とすることを検討する。

⑥タイムテーブルシミュレーション

火葬炉	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:15
1号炉	開場・準備	①火葬業務 (2.5時間)			④火葬業務 (2.5時間)					
2号炉		②火葬業務 (2.5時間)			⑤火葬業務 (2.5時間)					
3号炉		③火葬業務 (2.5時間)			⑥火葬業務 (2.5時間)					
葬祭場	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:15
告別式等式典			①告別式等式典 (2時間)			④告別式等式典 (2時間)				
				②告別式等式典 (2時間)				⑤告別式等式典 (2時間)		

準備等	●火葬業務2.5h (準備0.5h + 火葬1.5h + 収骨等0.5h)
火葬	●告別式等式典2h (準備0.5h + 式典1h + 片付け0.5h)
収骨	●改葬焼骨業務2h (焼骨1h + 収骨等1h)
告別	

第3章 設置場所の要件整理

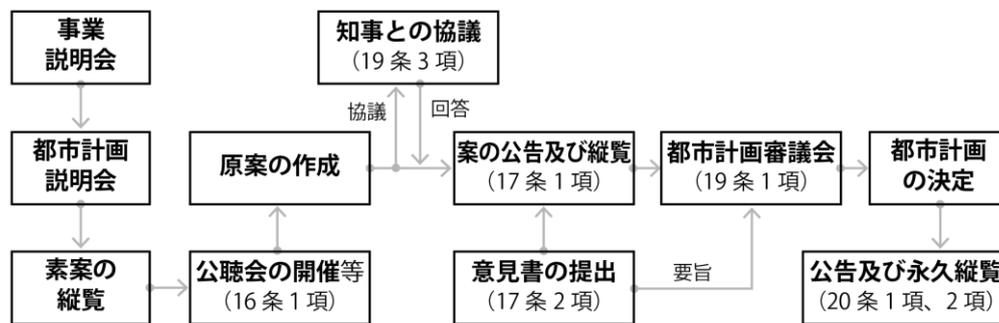
(1) 土地利用等の法的規制

①都市計画法、その他関係法令

火葬場（斎場）を都市計画区域内で建設する場合は、都市計画法に定められた都市計画決定の手続きにより、位置を決定する必要がある、その過程においては、説明会や公聴会を開催する等、住民の意見を反映する機会が設けられている。

また、計画地の法指定条件に加えて、農地法や森林法、河川法、文化財保護法等に基づく事前協議、調査等が必要になる。

図表3-1 都市計画の流れ



②名護市墓地等の経営許可等に関する規則

(墓地等の設置場所の基準)

第5条 墓地等の設置場所の基準は、別表2に掲げるとおりとする。ただし、市長が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生上公共の福祉の観点から支障がないと認める場合には、この基準を緩和し、又は適用しないことができる。

別表2には、火葬場の設置場所の基準として、以下ア～カが定められている。

- ア 火葬場の敷地は、当該火葬場を経営する者が所有又は法第10条第1項^{※11}の許可若しくは同条第2項^{※11}の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであり、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものであること。
- イ 国道、県道その他の主要道路及び河川から100メートル以上離れていること。
- ウ 公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から200メートル以上離れていること。
- エ 水源を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障がないこと。
- オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- カ 周囲の美観を損ねることがないこと。

※11 P6『イ) 関係法令 ○墓地、埋葬等に関する法律』参照

③その他

候補地の選定にあたり、風致地区内、景勝地内又は優良な住宅地（住居専用地域）は避けることが望ましい（「新・都市計画マニュアルⅡ（日本都市計画学会 平成15（2003）年3月）」参照）。

また、位置を定める過程では、条例等に準じて、環境影響評価を行うことが求められるほか、庁内の手続きとしては、大規模事業評価や、公共施設の整備に関する関係機関との協議等を経る必要がある。

(2) 敷地に具備すべき条件

法的規制に加え、斎場敷地の自然環境条件、社会的条件等の与条件の整理を行う。

①自然環境条件

- ・敷地の地形、地質（土壌）、地盤及び地勢等の土地条件
- ・風向きによる臭煙の影響や周辺敷地と景観上の調和等の周辺環境への配慮
- ・施設周辺における環境緑地の確保しやすさ

②社会的条件

- ・周辺市街地の土地利用との整合
- ・住宅地から一定の距離、直接施設が視認されない等の周辺住宅地からの見え方への配慮
- ・飲料水を汚染する恐れがない等の公衆衛生の見地から支障の確認

③その他の条件

- ・周辺の道路及び交通条件、幹線道路からのアクセス性等の道路交通環境の確認
- ・主搬出入道路及び取付け道路（幅員 12m以上が望ましい）の整備状況の確認
- ・災害時に道路等に障害が生じた状況下における火葬の受入体制の確保
- ・市街地からの距離、幹線道路から新斎場までの搬入経路等の地域への影響の確認
- ・上下水道、排水及びガス等のインフラ整備状況の確認

第4章 課題の整理

(1) 本市の火葬行政の現況に関する課題

①施設の老朽化に関する課題

既存斎場は築41年が経過し、名護市公共施設等総合管理個別計画における劣化状況では広範囲が老朽化した健全ではないと判断されていることや利用者の声により新たに多目的トイレを設置したことを受け、バリアフリー等に配慮した、安全で安心して故人との最後の告別が可能となる施設整備が必要である。

また、高齢者や車椅子利用者をはじめとする、多様な斎場利用者を見据え、段差解消や分かり易いサイン計画のユニバーサルデザインを意識した施設整備が必要である。

②火葬場及び葬祭場の利用状況に関する課題

直近の令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて、火葬場利用数は横ばいであるものの、葬祭場ホール利用数が減少傾向(前年比約60%)にあることから、今後の斎場を利用するニーズを把握し、ニーズを反映した施設整備が必要である。

③ヒアリング調査を踏まえた課題

沖縄県内の斎場整備状況より、新型コロナウイルス感染症流行による親族及び地域住民の参列者の減少や、昨今増加傾向にある家族葬の需要、会葬者の火葬中の待機場所、利用者目線で求められる機能等を踏まえた施設整備が必要である。

④火葬性能に関する課題

既存斎場の火葬炉の規格について、沖縄県内の他事例にあるような火葬されるご遺体の体格向上による棺の大型化に対応した火葬炉ではないため、今後整備に伴い火葬炉を入れ替える際に導入の検討が必要である。

また、火葬時間の短縮によるタイムテーブルの設定による各諸室の使用状況を見据えた施設整備が必要である。

⑤環境配慮への課題

周辺地域への環境に配慮し、公害防止に努めるべく、ダイオキシン類を含む排煙、騒音及び悪臭等に対し、法律やガイドラインによる基準値及び近年の他自治体が設定する自主目標値を達成できる火葬設備整備の検討が必要である。

⑥民間活力導入検討に関する課題

効率的な事業展開と市民サービスの維持向上を両立した施設整備を行うことを目指し、従来の施設整備の検討に加えて、民間活力導入を見据えた整備手法の検討を柔軟に実施することが必要である。

(2) 必要火葬炉数に関する課題

「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）」を参照し、既存斎場における必要火葬炉数を算出したところ、理論的必要火葬炉基数は3基という結果となった。既存斎場と基数の変更は必要ないが、現在は構造上火葬炉3基のうち2基までしか同時に稼働できず、稼働効率に問題があることから火葬炉の稼働改善が図られることが期待される。なお、火葬炉については新規設置できる予備スペースを確保することとし、予備炉の設置必要性の確認含め、今後計画が深度化した際に改めて検討することとする。

(3) 設置場所の要件に関する課題

設置場所の選定において、別敷地に新規新設する場合又は既存施設位置で更新する場合のどちらにおいても、法的規制に加え、学校、病院、住居地等の周辺土地利用への配慮、斎場敷地の自然環境条件及び社会的条件等を踏まえた周辺環境への配慮、道路整備やインフラ整備の現況及び整備計画の確認、周辺住民との合意形成の見通し等の与条件の整理を踏まえ、複数の候補地の中から可能な限り多くの条件を満たすことが必要である。

第5章 基本構想

(1) 基本的な考え方

斎場（火葬場）は、進行しつつある高齢化社会という社会構造の変化への対応やSDGsをはじめとする環境面への配慮が期待される、地域社会に密着した公共性の高い施設であり、生活施設及び都市施設として必要不可欠な施設である。本章では、第4章で整理した課題を踏まえて掲げる将来像や基本方針に基づき、施設整備の基本的な考え方を整理する。

将来像『 故人との別れの時間を安心して迎えらるる葬送空間を備えた斎場 』

方針1 故人を偲ぶ斎場利用者が過ごしやすい、人にやさしい施設づくり

- ・ 葬送行為の個別化を図り、他の葬家と接触せず儀式を行える動線への配慮
- ・ 案内性が高く、バリアフリーやユニバーサルデザインに十分配慮した施設整備
- ・ 告別及び火葬時間におけるプライバシーへの配慮

方針2 既存斎場利用状況を基に将来火葬需要や多様な葬儀形式に対応できる施設づくり

- ・ 既存斎場の使用状況を踏まえ、利用者ニーズに対応できる葬送行為を行える施設整備
- ・ 家族葬や直葬等多様な葬送形式への対応ができる施設整備
- ・ 適正な諸室配置により円滑な葬送行為が行える施設整備

⇒ 第5章 (2) 施設の必要機能・規模の検討

方針3 火葬効率が高く周辺環境への配慮ができる火葬炉設備を備えた施設づくり

- ・ 既存斎場の使用状況を踏まえた火葬効率の向上を図る火葬設備の検討
- ・ 周辺地域への環境負荷軽減を目指す整備

⇒ 第5章 (3) 火葬炉設備性能の検討

方針4 長期的に安定した管理運営が行える施設づくり

- ・ 効率的かつ合理的な施設整備及び運営手法の検討
- ・ 柔軟性のある空間づくりに対する創意工夫の検討
- ・ 建築コストや維持管理コスト等の経済性を見据えた施設整備の検討

⇒ 第5章 (4) 整備・運営手法の検討

方針5 災害時にも利用者が安心して利用できる施設づくり

- ・ 災害への十分な対策（急激な火葬数増加への対策）
- ・ 周辺住民の合意形成が得られる施設のあり方の検討

(2) 施設の必要機能・規模の検討

①施設の整備方針

斎場の主な機能について、既存施設の使われ方やタイムテーブルシミュレーション、沖縄県内類似施設の傾向、「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）」（本章では以下マニュアル）」による係数を用いた試算を踏まえ、整備方針を整理する。

【マニュアルにおける

告別室・収骨室の考え方

告別室は、同一時間帯の火葬炉数と同数が必要であり、また、告別と収骨は1：1に対応することから、収骨室は告別室と同数が必要となる。通常、施設の効率的運営の観点から告別室と収骨室は火葬炉3基に1室程度の割合で設置されるが、近年の傾向として、告別と収骨を同室で行う告別・収骨室を設置する火葬場が増えつつある。

⇒

〈本構想における告別室の考え方〉

既存斎場では、火葬炉3基に対して炉前ホール1室であるが、整備後は炉前ホールを分割することによる葬送行為の個別化を図り、プライベート空間の創出と同時間帯に複数の受入れの並行実現を目指し、火葬炉1炉ごとに炉前ホール1室を設置することを検討する。

〈本構想における収骨室の考え方〉

整備後に想定される火葬スケジュールから、収骨室を1室配置する。また、収骨室内に荷物等を置くスペースを確保することにより収骨時には待合室を利用しないこととする。

【マニュアルにおける

待合室の考え方

待合室は、同一時間帯の稼働炉と同数が必要であるが、通常、清掃時間等も考慮して火葬炉数と同数が設置されることが多い。

⇒

〈本構想における待合室の考え方〉

待合室（和室及び洋室）は火葬炉数と同数の3室とし、会葬者が火葬中に過ごすスペースとして現在の利用状況を踏まえ、1部屋15人程度まで対応できる広さを確保する。なお、既存斎場同様に、部屋のみ提供とし、利用時間は斎場到着から収骨前までとする。

【その他】

- ・混雑緩和を図るために待合ホールを設けるとともに、待合部門の利便性向上を図るためにキッズコーナーや授乳室の導入を検討する。
- ・多様化する葬儀形式への対応を見据え、直葬等に対応可能な多目的室の設置を検討する。
- ・売店について、民間事業者から提案があった場合は検討する。

図表 5 - 1 推計に基づき火葬炉数を3基とした際のタイムテーブルシミュレーション

火葬炉	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:15
1号炉	開場・準備	①火葬業務 (2.5時間)			④火葬業務 (2.5時間)					
2号炉		②火葬業務 (2.5時間)			⑤火葬業務 (2.5時間)					
3号炉		③火葬業務 (2.5時間)			⑥火葬業務 (2.5時間)					
葬祭場	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:15
告別式等式典			①告別式等式典 (2時間)				④告別式等式典 (2時間)			
				②告別式等式典 (2時間)				⑤告別式等式典 (2時間)		
各諸室	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:15
告別室 利用数	開場・準備			1 1 2 2	1 1		1 1	1 1 1 1	1 1	
収骨室 利用数			1 1	1 1 1 1			1 1	1 1	1 1	
待合室 利用数		1 1 2 2	3 3 2 2	1 1		1 1	1 1 2 2	1 1 2 2	1 1 1 1	



図表 5 - 2 各機能の必要諸室数

	既存施設	沖縄県内類似施設※12	マニュアルの係数を用いた試算	本構想における必要面積 (1炉1系統の場合)
告別室	火葬炉 3 基 約 55 m ² 炉前ホール 1 室 約 66 m ²	炉 1 基あたり <u>0.25</u> 室 <u>0.25</u> × 3 基 = 0.75 室 ≒ 1 室	炉基数 × 0.27 = 3 基 × 0.27 = 0.81 室 ≒ 1 室	火葬炉 3 基 炉前ホール <u>3</u> 室 約 <u>105</u> m ² (各室約 35 m ²)
収骨室	1 室 約 23 m ²	炉 1 基あたり <u>0.33</u> 室 <u>0.33</u> × 3 基 = 0.99 室 ≒ 1 室	炉基数 × 0.27 = 3 基 × 0.27 = 0.81 室 ≒ 1 室	1 室 約 <u>45</u> m ²
待合室	和室 3 室 (各 14 m ²) 約 42 m ²	炉 1 基あたり <u>0.94</u> 室 <u>0.94</u> × 3 基 = 2.82 室 ≒ 3 室	炉基数 × 0.6 = 3 基 × 0.6 = 1.8 室 ≒ 2 室	3 室 約 <u>66</u> m ² (各室約 22 m ²)

結果は告別室 1～3 室、収骨室 1 室、待合室 2～3 室となった。ただし、試算方法に幅があるため、今後タイムテーブルの設定や運営方法等とともに検討していく必要がある。

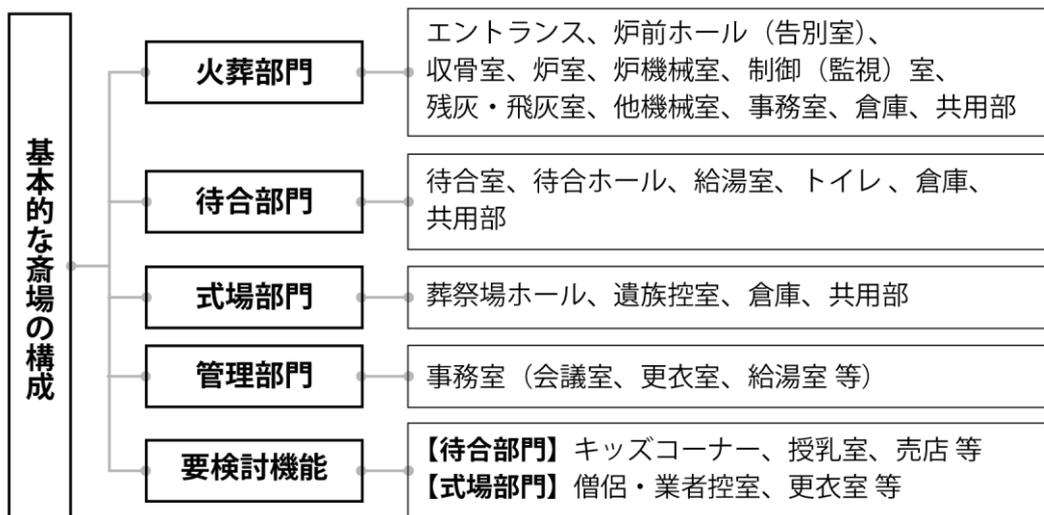
※12 ヒアリング対象 18 団体のうち、名護市（人口 64,000 人）と人口規模の近い（35,000～95,000 人）3 斎場（よみたん斎苑、宮古島市斎苑、いしがき斎場）を参照し、1 炉あたりの室数を設定

②施設の構成

斎場は基本的に火葬部門、待合部門、式場部門及び管理部門の4部門で構成され、各部門の主な機能は以下に示すとおりである。なお、要検討機能については、今後検討を深度化することで必要性を含め検討することとする。

本構想における施設の必要機能及び規模についても以下施設構成に則って検討する。

図表5-3 基本的な斎場の構成



③必要機能・規模の検討

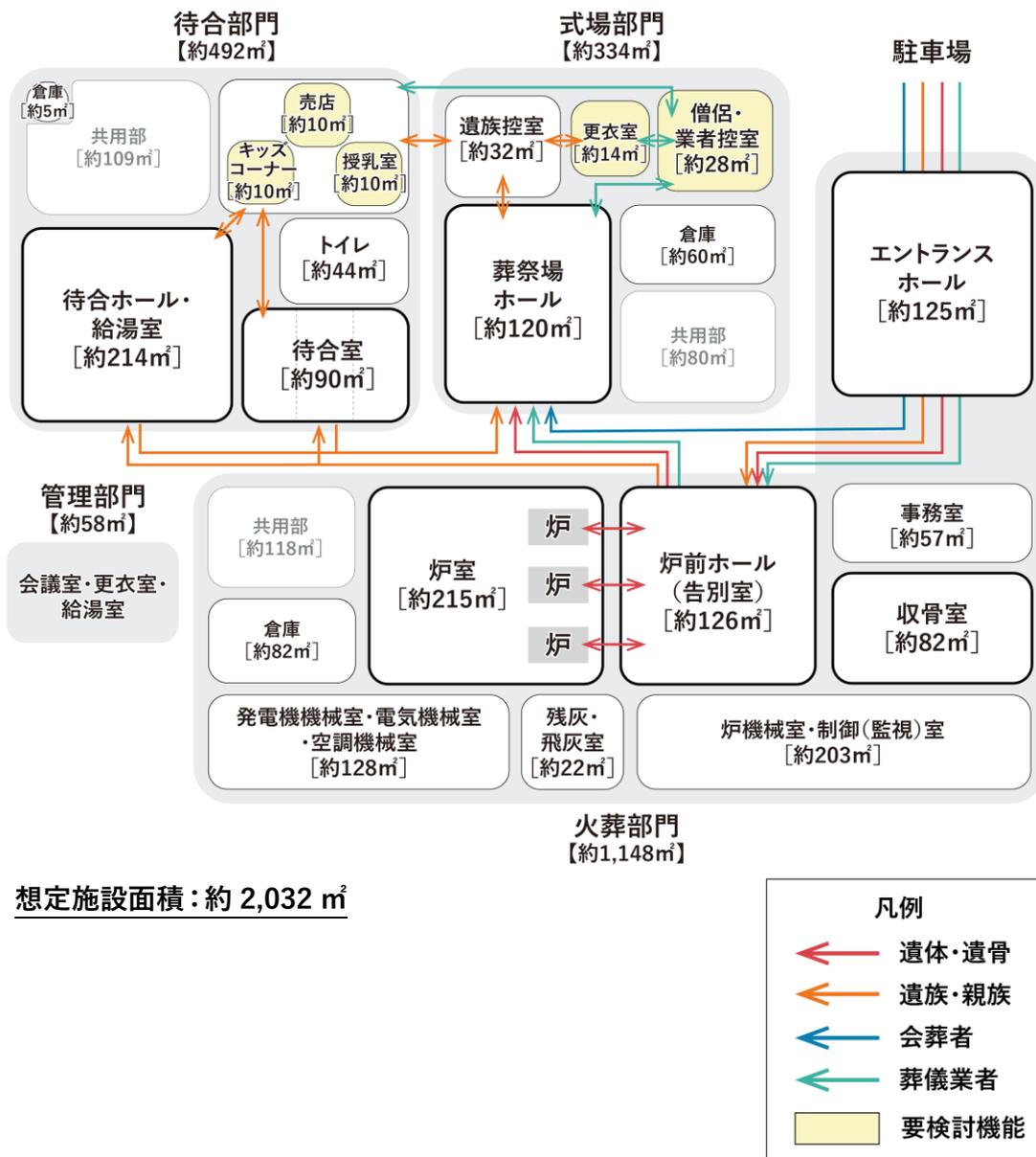
既述の施設構成に則り、施設規模の基本となる火葬炉基数を3基と設定し、マニュアルに示される2基及び4基の場合の施設事例の按分による算出及び沖縄県内類似施設を参考とした平均算出を行った。算出結果を比較し、最大数値を採用したところ、本構想における想定施設面積は約2,032㎡（表5-4参照）となった。なお、諸室数や面積、機能等は現時点の目安であり、今後設計段階において決定していくこととする。

図表 5 - 4 整備前後の面積比較

機能		既存施設	マニュアル (事例の按分算出)	沖縄県内 類似施設 ^{※12}	想定 施設面積
火葬 部門	エントランス	約 33 m ²	約 125 m ²	約 106 m ²	約 125 m ²
	炉前ホール (告別室)	約 55 m ²	42 m ² × 3 基 約 126 m ²	約 117 m ²	約 126 m ² 約 105 m ² ∴ (2) ①
	収骨室	約 34 m ²	約 63 m ²	約 82 m ²	約 82 m ² 約 45 m ² ∴ (2) ①
	炉室	3 基 約 55 m ²	約 90 m ² (炉心間 3m、奥行 10m)	約 215 m ²	約 215 m ²
	炉機械室	約 33 m ²	約 138 m ²	約 203 m ²	約 203 m ²
	制御 (監視) 室		約 22 m ²		
	残灰・飛灰室		約 22 m ²	約 21 m ²	約 22 m ²
	他機械室 (発電機・ 電気室・空調)		約 118 m ²	約 45 m ²	約 118 m ²
	事務室	無	約 57 m ²	無	約 57 m ²
	倉庫	無	約 82 m ²	約 81 m ²	約 82 m ²
	共用部 (通路、階段 等)	無	約 118 m ²	無	約 118 m ²
待合 部門	待合室	室 約 42 m ²	14 m ² × 3 室 約 42 m ²	約 90 m ²	約 90 m ² 約 66 m ² ∴ (2) ①
	待合ホール	約 56 m ²	約 214 m ²	約 86 m ²	約 214 m ² (6.0 m ² /人 × 35 人)
	給湯室 (受付/休憩室等)		(トイレと併設)	約 5 m ²	
	トイレ	約 24 m ²	約 40 m ²	約 44 m ²	約 44 m ²
	倉庫	無	約 5 m ²	無	約 5 m ²
	共用部 (通路、階段 等)	無	約 100 m ²	約 109 m ²	約 109 m ²
式場 部門	葬祭場ホール	約 120 m ²	50 席 約 108 m ²	約 120 m ²	約 120 m ²
	遺族控室	無	約 32 m ²	無	約 32 m ²
	倉庫	無	約 30 m ²	約 60 m ²	約 60 m ²
	共用部 (通路、階段 等)	無	約 80 m ²	無	約 80 m ²
管理 部門	事務室 (会議室、更 衣室、給湯室 等)	無	約 20 m ²	約 58 m ²	約 58 m ²
要検討 機能	キッズコーナー	無	約 10 m ²	無	約 10 m ²
	授乳室	無	約 10 m ²	無	約 10 m ²
	売店	無	約 10 m ²	無	約 10 m ²
	僧侶・業者控室	無	14 m ² × 2 室 約 28 m ²	無	約 28 m ²
	更衣室	無	約 14 m ²	無	約 14 m ²
総延床面積		約 452 m ²	約 1,700 m ²	約 1,440 m ²	約 2,032 m ²

施設の構成及び必要機能・規模の検討を踏まえ、新斎場の機能配置イメージ及び利用者動線を以下に示す。

図表 5 - 5 新斎場の機能配置及び利用者動線イメージ

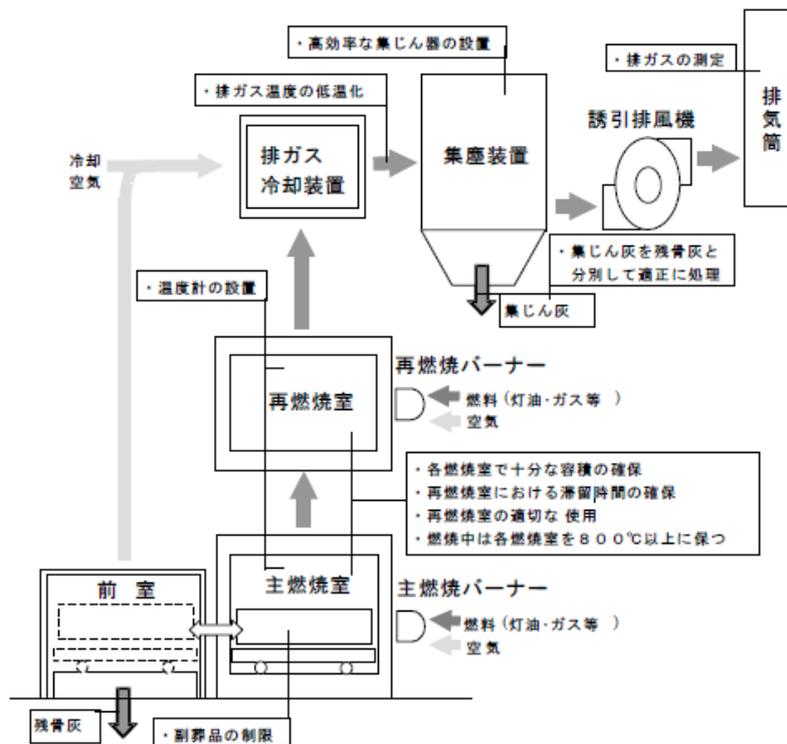


(3) 火葬炉設備性能の検討

①火葬炉設備の整備方針

一般的な火葬炉設備の構成は、全室（炉前冷却室）・主燃焼室・再燃焼室・排ガス冷却装置・集塵装置・誘引排風機・排気筒等で構成されており、近年の代表的な火葬炉は下図に示すとおりである。なお、全体的な構成や流れは各メーカーに大差ないが、燃焼方法などについてメーカーの独自性がみられる場合がある。

図表5-6 ダイオキシン類の削減対策がなされた火葬炉システムフロー



参考：「ダイオキシン類の削減対策指針」（平成12（2000）年3月）

火葬炉の仕様に関する事項は法令等に定められているわけではないが、火葬炉設備の設計・施工にあたっては関連する法令等を参考とし、整備方針を以下に示すとおりとする。

- ア) 遺体の尊厳に配慮した設備であること。
- イ) 諸設備は安全性、信頼性及び耐久性を有し、かつ維持管理が容易なものであること。
- ウ) 火葬炉の運転・維持管理の省力化及び諸経費の軽減が図られた設備であること。
- エ) ばい煙、悪臭、騒音、振動及びダイオキシン類の除去対策等公害防止に十分配慮し、並びに周辺環境にも配慮した設備機器であること。
- オ) 施設の作業環境及び労働上の安全・衛生に配慮した設備であること。
- カ) 災害時や炉停止等の緊急時における体制・対応が整備されていること。

②排気系統

排気系統について、排ガス処理設備（集塵装置、高度排ガス処理装置など）を火葬炉2基に対して1系統配置する「2炉1系統」とする場合と、火葬炉1基に対して1系統配置する「1炉1系統」とする場合がある。2炉1系統の優位点は、低コスト、設置面積・容積が小さい点であり、1炉1系統の優位点は、運転・稼働の制約がない点である。

図表5-7 排気系統の比較

	2炉1系統	1炉1系統
性能	<ul style="list-style-type: none"> ・系列の2炉のうち片方ずつ稼働。(2炉分の排気容量があれば同時運転も可能だが、この場合、炉圧制御がやや複雑) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他炉の稼働状況の影響を受けず自在に運転できるため、火葬件数の増加への対応等が容易。 ・炉圧制御も比較的容易。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・排気設備を2炉で共有するため、イニシャルコスト、メンテナンスコストが下がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排気設備を各炉で持つため、イニシャルコスト、メンテナンスコストが上がる。
設置スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉の設置感覚を狭めることが可能で、設置スペースは小さくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置スペースが大きくなる
メンテナンス性	<ul style="list-style-type: none"> ・同一系統の2炉単位で点検・整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他炉の稼働状況の影響を受けずに点検・整備が可能。
排気設備のメンテナンス周期	<ul style="list-style-type: none"> ・周期が短くなり、頻度が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周期が比較的長くなる。
非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働能力が設置火葬炉の半分になる。 ・非常時の対応として全炉稼働させる場合、火葬時間が長くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全炉同時稼働が可能のため、大規模災害等の非常時に最大火葬受入数が多くなる。

排気系統、炉室、告別室及び収骨室の構成には、主に下図 A～D の 4 パターンがある。

図表 5 - 8 排気系統分類

パターン A：一体型（1 炉 1 系統 1 告別室）	
<p>想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 炉につき、1 告別収骨室を設ける。 ・ 火葬炉の排気系統は単独とする。 ・ 運転・稼働の制約がない点が優位。 	<p>模式図</p>
パターン B：一体型（2 炉 1 系統 2 告別室）	
<p>想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 炉につき、1 告別収骨室を設ける。 ・ 火葬炉の排気系統は 2 炉で 1 系統とする。 ・ 設置面積・容積が小さく、コストが低い点が優位。 	<p>模式図</p>
パターン C：一体型（2 炉 2 系統 1 告別室）	
<p>想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 炉につき、1 告別収骨室を設ける。 ・ 火葬炉の排気系統は単独とする。 	<p>模式図</p>
パターン D：告別・収骨分離型	
<p>想定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独の告別室、収骨室を設ける。 ・ 火葬炉の排気系統は単独とする。 	<p>模式図</p>

③使用燃料

火葬炉に使用される燃料としては、液体燃料として灯油、重油、気体燃料として都市ガス、LP ガスの4種類が主に使用されている。重油については、環境面から利用が少なくなっている。また、都市ガス未整備区域においては、使用燃料は灯油かLP ガスとなる。

灯油とLP ガスの特徴については以下に示すとおりである。

図表5-9 灯油とLP ガスの比較

	灯油	LP ガス
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスに比べ燃焼効率が低い ・電磁弁等の機器のサイズがコンパクトで配置スペースが小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ・気体燃料のため燃焼効率が低い ・比重が重く、漏洩した場合低い場所に滞留 ・バーナーまでの配管は安全機器が多く、配管が複雑となり広いスペースが必要
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリー等で輸送 ・専用貯蔵タンクに貯留 ・配管工事費、安全装置機器等のコストが低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリー等で輸送 ・専用貯蔵タンクに貯留 ・配管工事費、安全装置費の他、電気工事費のコストが高い
環境影響	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物や二酸化炭素が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物の発生が無く、二酸化炭素の発生が少ない
危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉内の漏れによる爆発や酸欠の危険性がある ・配管からの燃料漏れは発見が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉内の漏れによる爆発や酸欠の危険性がある（漏れたガスは下部に滞留する） ・気体のため漏れの場所が特定しにくく、ガス漏れ防止対策が必要となる
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動を受けやすい ・LP ガスに比べ燃料費が安い 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動が安定 ・灯油に比べ燃料費が高い

なお、燃料タンクの設置や危険物の取扱い等については、消防法に基づく許可等事前に必要な手続きがあり、燃料タンク容量は火葬件数を考慮し、10～14日程度の消費量を確保することが望ましいと考えられる。また、災害時には、24時間稼働で3日間稼働可能な燃料の確保を実施している事例もある。非常用電源、燃料の供給形態や大規模災害時等を考慮し、今後、燃料タンクの容量を検討していくこととする。

④災害時の対応

大規模災害等において、火葬場の機能に支障が生じた場合、社会活動に重大な影響を及ぼすことが考えられるが、新斎場の耐震性能の向上を図るとともに、非常用発電設備の設置や予備バーナーユニットによる火葬対応等、災害時において火葬業務の継続が可能な設備とする必要がある。このため、1日1炉あたり3回転で3日間の稼働を想定した発電設備を備えておくことが一般的とされている。

(4) 整備・運営手法の検討

既存斎場の整備手法に関して、国・県等の補助金の活用を念頭に置きつつ、民間活力によるPFI事業等の事業方式の分類、設計・施工・運営段階に適用可能な手法を整理し、特徴を比較検討する。

沖縄県内における市町村又は一部事務組合へのヒアリングから、斎場運営は行政直営が5割、指定管理が2割、その他（委託、組合）が3割という結果が得られており、現状では行政直営が多い。

また、昨今PFI事業の活用による斎場整備をした事例（実施方針が公表されている斎場（火葬場）のPFI事業事例（表5-12）参照）をみると、平均炉数が10基（最小2基、最大16基）と比較的炉数の多い斎場でPFI事業が展開されている。事業方式としては約9割がBTO方式、事業類型としては全てサービス購入型が採用されている。

なお、火葬場（建物自体）の耐用年数が50年間であることに対し、火葬炉は概ね20～30年間であることから、火葬炉の更新が少なくとも1度は生じることとなり、柔軟かつ円滑な業務遂行を目指した整備手法の検討が必要である。

図表5-10 事業方式の分類

手法	事業方式	資金調達	設計	建設	維持管理運営	施設の所有	
						運営中	事業終了後
従来手法	従来方式 (分離発注方式)	公共	公共	公共	公共	公共	公共
PFIに近い手法	DB方式 (Design-Build)	公共	民間（一括発注）		公共	公共	公共
	DBO方式 (Design-Build-Operate)	公共	民間（一括発注）			公共	公共
PFI手法	BTO方式 (Build-Transfer-Operate)	民間	民間（一括発注）			公共	公共
	BOT方式 (Build-Operate-Transfer)	民間	民間（一括発注）			民間	公共
	BOO方式 (Build-Own-Operate)	民間	民間（一括発注）			民間	—

図表 5 - 11 設計・施工・運営段階に適用可能な手法

手法	概要及び特徴
<p style="text-align: center;">DBO 方式 (Design-Build-Operate)</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が対象施設の設計、建設及び運営を一括して行う方式。従来の公共工事発注は設計と建設は分離発注され、工事完了後に管理運営を発注するが、DBO 方式は発注を分離せず、一括して一者に発注する請負契約である。 ・対象資産の所有権は公共団体が保持したまま（所有権譲渡は行わない）であり、整備資金は民間ではなく市が調達する。 <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が資金調達を行うため、民間資金活用による市の費用の平準化は図れない。 ・金融機関による事業の健全性についてのモニタリングは行われないため、市のモニタリングにかかる手間が増大する。
<p style="text-align: center;">BTO 方式 (Build -Transfer-Operate)</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が資金調達を行って対象施設を建設し、建設完成後直ちに市に建設施設の所有権を譲渡し、その後、事業期間終了まで対象施設の運営を行う方式。施設の新設や既往資産の改築・更新を行う場合に多く適用される。 ・民間事業者は、特別目的会社（SPC）を設立し、事業を担保にプロジェクトファイナンスを受けることができる。 ・火葬場施設の PPP 事業で最も多く採用されている方式。 <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者が資金調達を行うため市の費用の平準化が図れる。 ・金融機関による事業の健全性についてのモニタリングが期待でき、市のモニタリングにかかる手間やリスクが軽減する。
<p style="text-align: center;">BOT 方式 (Build - Operate -Transfer)</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が資金調達して対象施設を建設し、建設完成後も対象資産を所有したまま運営し、事業期間終了後に対象資産の所有権を市に譲渡する方式。施設の新設や既往資産の改築・更新を行う場合に多く適用される。独立採算により費用を民間事業者が回収するため、事業期間は BTO 方式よりも長めに設定されることが多い。 ・事業開始に際し、既往資産がある場合は民間事業者に一旦譲渡される。 <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設保有にかかるリスクは民間事業者に移転できる。 ・固定資産税、都市計画税を市がサービス購入費として間接的に負担することとなる。 ・民間の裁量により収益性が望まれる事業であれば、民間が施設を所有し、施設所有者として施設を改装しながら利用者ニーズを満たすなどの事業展開が可能だが、火葬場施設の場合、施設に対する需要を民間事業者が操作できないため、民間事業者としては、施設所有を行うメリットが見込まれない。

図表5-12 実施方針が公表されている斎場（火葬場）のPFI事業事例

地域	事業名	炉数	募集・選定方式	事業方式	事業類型	公表日	
1	北海道	(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業	14	総合評価一般競争入札	BOT	サービス購入型	平成14(2002)年4月17日
2	埼玉	越谷市仮称越谷広域斎場整備等事業	14	公募型プロポーザル	BTO	サービス購入型	平成14(2002)年10月15日
3	広島	(仮称)呉市斎場整備等事業	10	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	平成14(2002)年12月6日
4	愛知	豊川宝飯衛生組合永遠の森整備運営事業	8	総合評価一般競争入札	BOT	サービス購入型	平成15(2003)年6月9日
5	栃木	宇都宮市悠久の丘整備・運営事業	16	公募型プロポーザル	BTO	サービス購入型	平成17(2005)年12月26日
6	岩手	紫波町(仮称)紫波火葬場整備事業	2	公募型プロポーザル	BTO	サービス購入型	平成19(2007)年3月19日
7	愛知	一宮斎場整備運営事業	13	公募型プロポーザル	BTO	サービス購入型	平成20(2008)年7月31日
8	大阪	泉佐野市市営火葬場整備運営事業	4	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	平成21(2009)年7月7日
9	三重	津市新斎場整備運営事業	12	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	平成24(2012)年4月10日
10	愛知	岡崎市火葬場整備運営事業	13	公募型プロポーザル	BTO	サービス購入型	平成24(2012)年10月26日
11	神奈川	小田原市斎場整備運営事業	9	公募型プロポーザル	BTO	サービス購入型	平成27(2015)年2月17日
12	岐阜	可茂衛生施設利用組合可茂聖苑整備運営事業	11	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	平成28(2016)年1月29日
13	愛知	豊橋市斎場整備・運営事業	12	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	平成29(2017)年11月17日
14	滋賀	湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業	8	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	平成30(2018)年1月29日
15	富山	富山市斎場再整備事業	12	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	平成30(2018)年4月27日
16	千葉	木更津市新火葬場整備運営事業	10	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	平成30(2018)年6月5日
17	栃木	栃木市新斎場整備運営事業	8	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	令和元(2019)年10月30日
18	岡山	倉敷市中央斎場施設整備事業	14	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	令和2(2020)年1月6日
19	山口	周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業	8	総合評価一般競争入札	BTO	サービス購入型	令和2(2020)年12月25日
20	三重	伊賀市新斎苑整備運営事業	4	公募型プロポーザル	BTO	サービス購入型	令和3(2021)年10月28日

内閣府PFI推進委員会HP及び各自治体HP 参照

(5) 事業費の概算

本事業の概算事業費について、全国の類似施設の実績を参考に、現在の想定施設面積約 2,032 m² に対して建設工事費約 11 億円、3 基分の火葬炉整備費約 2 億円を合計した約 13 億円を総事業費として見込む。

なお、今後の諸条件の変更や関係機関等との協議等による修正を想定することとする。

項目	単価	計画規模	工事費
建設工事	560 千円/m ²	2,032 m ²	1,140 百万円
火葬炉設備 ^{※13}	60,000 千円/基	3 基	180 百万円
合計			1,320 百万円

※13 本構想における火葬炉設備は設置単価の高いバグフィルター方式の場合を想定

【概算の考え方】

①面積あたり工事費単価：448 千円/m² ≒ 450 千円/m²

⇒一般財団法人建設物価調査会総合研究所（JBCI）の公表実績 10 施設

なお、当該工事費単価（法定延床面積あたりの値）には、躯体工事（仮設・土工・地行元）、仕上工事、設備工事、外構工事、諸経費等が含まれている

建物用途	社会文化施設：葬祭場	対象地域	全国
着工年	直近 5 年（2016～2020 年）	構造	S 造、RC 造、SRC 造
延床面積	1,000～3,000 m ²	階数	地上 1～3 階

②工事費単価の補正：450 千円/m² × 1.1（物価上昇率） ≒ 500 千円/m²

③工事費（設計）単価：500 千円/m² ÷ 0.9（査定率） ≒ 560 千円/m²

⇒査定率は平成 23（2011）年以降 90% 台で推移し、令和 2（2020）年度は 93.4% であったため、安全側で 90% と設定

[令和 3 年度 入札・契約、総合評価の実施方針等について（国土交通省公表資料）参照]

【参考】既存斎場の建設工事費

工事内容	工事費 (千円)	工事期間	工事業者
火葬炉建設工事	15,300	—	ジッポウ工業 (現在廃業)
電気給排水設備工事	6,880	昭和 55 (1980) 年 2 月 20～ 昭和 55 (1980) 年 7 月 19 日	合資会社明石電気
場内整備工事 (その 1)	3,566	昭和 55 (1980) 年 8 月 1 日～ 昭和 55 (1980) 年 9 月 10 日	平孝組
場内整備工事 (その 2)	3,522	昭和 55 (1980) 年 12 月 26 日～ 昭和 56 (1981) 年 2 月 4 日	
門扉及び灰棄場工事	999	昭和 57 (1982) 年 3 月 3 日～ 昭和 57 (1982) 年 3 月 23 日	合資会社比嘉建設

名護市斎場基本構想
令和4(2022)年3月

発行 名護市 環境水道部
〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
TEL 0980-53-1212 FAX 0980-53-6210
ホームページ <https://www.city.nago.okinawa.jp/top.html>